

衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する実施方針に対する質問回答

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
1	0_実施方針	6	16	第1-1-(2)	「事業の対象となる公共施設等の種類」に「衛星コンステレーションを構築する衛星」ならびに「当該衛星から画像取得を行うために必要な施設等」が含まれていますが、衛星と地上局はいずれも民間所有施設であるため、一般的な公共施設との取扱いとは異なる認識でよろしいでしょうか。例えば、行政の資産台帳等への登録など、公共施設として本事業の契約内容以外の観点からその取扱いや管理に関する制約はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、行政の資産台帳等への登録などは不要となります。ただし、「実施方針」第3 2.(4)『事業期間中に、社会情勢等に応じ、運用内容等を変更する必要性が生じた場合には、防衛省と事業者は、事業目的に示した機能の確保の方策等について協議を行う。』としています。
2	0_実施方針	6, 7	19, 13	第1-1-(4) 第1-1-(5)	日本の国家安全保障用途で必要となる機能等を備えた衛星を防衛省が持つために、国内能力を強化することが目的であるとすれば、このプログラムの参加者を日本企業のみに限定することは合理的でしょうか。 海外の優れた技術を持つ企業が、日本の国内企業と協力して日本国内で新たな事業所を設立し、海外企業と日本国内企業が持つ技術力を結集する道は閉ざされているのでしょうか？	衛星コンステレーションは、スタンド・オフ防衛能力の実効性確保の観点から、防衛省の撮像指示に最優先で対応できる態勢を確実に担保する必要があります。また、民間の宇宙技術の安全保障分野への活用が国内宇宙産業の発展を促し、それが我が国の防衛力の強化にもつながる好循環を実現していくことも念頭に、国産衛星を利用することとしています。
3	0_実施方針	6	20	第1-1-(4)	ウクライナでは、民間人がクラウドファンディングで購入したSAR衛星が活躍している例がありますが、PFI法の下、クラウドファンディングの活用はできるのでしょうか？	資金調達手段は事業者の提案によります。
4	0_実施方針	6	32	第1-1-(4)	「安定的な画像を取得すること」に関して、衛星アクティブジャミングへの対策(周波数ホッピング(FHSS)、直接拡散(DSSS)、アンテナ技術の高度化(ヌル制御・ビームフォーミング)、認証技術の導入、その他の対策)をとる必要はあるのでしょうか？	防衛省が求めるタイミングで高頻度かつ優先的に撮像することが可能な衛星コンステレーションの整備のため、どのような対策をとるかについては事業者の提案によります。
5	0_実施方針	6	33	第1-1-(4)	本件事業に特別にリサーチや実戦で採用された経験を持つ民間ビジネスのノウハウを活用すべきではないでしょうか。	【資料-1】『業務要求水準書(案)』を満たす限りにおいて、民間ビジネスのノウハウの活用についてご提案いただきたいと考えています。
6	0_実施方針	6	33	第1-1-(4)	「本事業衛星によるコンステレーション」という定義がありますが、「小型衛星コンステレーション」(P6)、「衛星コンステレーション」(P7ほか)との違いについて教えてください。	第1 1. (4)『小型衛星コンステレーション』は一般的な衛星画像事業における呼称を指したものです。第1 1. (5)『衛星コンステレーション』ほかは本事業衛星によるコンステレーションを指したものです。
7	0_実施方針	6, 7	33, 2	第1-1-(4) 第1-1-(5)	選定された民間事業者「(以下「落札者」という。)」は、外国企業が持つSAR衛星の設計・開発、製造に関する特許やノウハウを取得・活用してもよろしいでしょうか？ 選定された民間事業者「(以下「落札者」という。)」は、外国企業が持つ特許やノウハウを得ることで革新的な宇宙技術を獲得し、小型衛星コンステレーションを構築し、防衛省に対して高度な画像情報を高頻度に提供してもよろしいでしょうか？	本事業においては、外国企業が持つノウハウ等の活用することについて制限しておりませんが、防衛省の撮像指示に最優先で対応できる態勢を確実に担保するため、衛星は主として日本国内で設計・開発、製造及び所有し並びに管理するものを利用することとしています。また、要件として設定した趣旨については、No.2の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
8	0_実施方針	6, 7	33, 2	第1-1-(4) 第1-1-(5)	選定された民間事業者(以下「落札者」という。)が、外国企業と協力してもよろしいでしょうか？ 選定された民間事業者(以下「落札者」という。)は、外国企業と協力して小型衛星コンステレーションを構築し、防衛省に対して高度な画像情報を高頻度に提供してもよろしいでしょうか？	No.7の回答をご参照ください。
9	0_実施方針	6, 7	33, 15	第1-1-(4) 第1-1-(5)	本事業の要求水準を満たす既存の衛星とは、昨今の宇宙技術(軍事、民間を問わず)の革新を取り入れた外国企業の衛星も含むのでしょうか？	本事業においては、防衛省の撮像指示に最優先で対応できる態勢を確実に担保する必要があるため、国産衛星でコンステレーションを構築していただくこととしています。 その上で、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部8.3でお示ししている範囲において、本事業衛星以外の衛星の利用を認めることとしています。
10	0_実施方針	6	37	第1-1-(4)	「防衛省の所要以外の機会では、民間需要に画像を販売することを可能とする」とあるが、本事業で実施を認められている民間商用事業について適切に届け出を提出したうえで進めることを前提し、基本的には民間事業者の裁量で当該事業を実施してよいという理解でよいか。それとも、貴省と協議した上で事業内容も了承を得る必要があるということになるのか。	第11.(8)『また、民間商用事業において衛星画像の販売や衛星の売却を実施する場合は、事前に販売先等を防衛省に届け出ることとし、防衛省から協議を求める場合には協議に応じることとする。』のとおりです。
11	0_実施方針	6, 8, 17	37, 37, 38	第1-1-(4) 第1-1-(8) 第3-2-(3)	業務要求水準書の要求を満たす画像データを取得するにあたり、1パスで要求枚数の画像を全て取得し、撮像しながら同時に地上へデータ伝送した場合、他のパスを全て民間需要に画像を販売してもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
12	0_実施方針	7	10	第1-1-(5)	本事業衛星においては、「(P7)(5)ア画像取得業務」事業者は、防衛省が撮像優先権を有する、国産衛星(日本国法人が、主として日本国内で設計・開発、製造及び所有し並びに管理する衛星をいう。以下「本事業衛星」という。)でコンステレーションを構築し、画像データを取得する。」とある。事業者等が賃貸借等により調達する場合も、この国産衛星が条件でしょうか？	ご理解のとおりです。
13	0_実施方針	7	13	第1-1-(5)	海外企業が日本法人を設立し、または、日本企業との合併会社を設立し、その日本企業が、世界最先端の技術力と生産力を持った場合において、海外企業の日本法人として本プログラムに参加する、若しくは、日本企業と協力することは可能でしょうか？	「実施方針」でお示した応募者の参加資格要件等を満たす場合、可能です。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
14	0_実施方針	7	13	第1-1-(5)	本事業衛星の要件について、「日本国法人が主として日本国内で設計・開発・製造」したことを要件とすることは、実施方針第1-1-(4)事業目的等に記載されている、防衛省が画像取得の優先権を有し、防衛省のニーズを満たす最適な構成で構築・整備し、安定的な画像取得を実現するという趣旨に必ずしも大きく寄与するものとは推定されない。さらに、WTOの政府調達に関する協定における内国民待遇の原則及び無差別待遇の原則、ならびに会計法・予算決算及び会計令等が求める機会の均等、公正性の保持及び予算の効率的使用の観点を鑑みれば、こうした要件を課すことは適切でないと認められるところ、今回公表された実施方針からは、こうした要件を設けた具体的な趣旨は明確に読み取れない。加えて、業務要求水準書第2部第1-8. 3等に記載のとおり、その他衛星の活用が事業者の帰責事由によらずペナルティ無しで認められていることから、日本国内で設計・開発・製造した衛星の活用が本事業の主たる目的に直接寄与しているとは推定しがたい状況であるところ、日本国法人が主として日本国内で設計・開発・製造したことを要件として設定した具体的趣旨について、貴省におかれては明確に示していただけないか。	防衛省としては、国産衛星を利用することは、本事業の目的に寄与するものであり、適切な要件設定であると考えています。また、要件として設定した趣旨については、No.2の回答をご参照ください。
15	0_実施方針	7	13	第1-1-(5)	「主として日本国内で設計・開発、製造及び所有し並びに管理する衛星」のうち、管理に係る要件について、“国内企業が海外運用拠点において実施する衛星運用の状況を管理する衛星”を含むという理解で良いか。	日本国法人が、主として日本国内で管理する衛星とご理解ください。
16	0_実施方針	7	14	第1-1-(5)	国産衛星の定義のうち、「主として」に該当するかどうかは、貴省に優先撮像権を付与する点に判断されるという理解で良いか。	「主として」は、全体の中で大きな割合を占めるさまを表したものであり、事業者の提案を踏まえ、設計・開発、製造、所有、管理の点で、主として日本国内であるか否かを判断していくことになります。
17	0_実施方針	7	14	第1-1-(5)	①「設計・開発」の定義をご教示いただきたい。②一部、海外での設計・開発等を検討している場合、どのような要件を満たせば「国産衛星」すなわち「主として日本国内で設計・開発(中略)する衛星」に該当すると判断されるのかご教示いただきたい。	一般に、「設計」とは機械の製造等の場面で構造等を図面に表すこと、「開発」とは技術や製品を実用化すること、を指すものと認識しています。設計・開発に必要な作業について、日本国内で実施する作業が全体の作業の中で大きな割合を占める場合に、要件に該当するものと判断することになると考えています。
18	0_実施方針	7	14	第1-1-(5)	①「製造」の定義をご教示いただきたい。②どの程度の製造が国内で実施されていれば「国産衛星」すなわち「主として日本国内で(中略)製造(中略)する衛星」に該当するのかご教示いただきたい。	一般に、「製造」とは物を作ることを指すものと認識しています。製造に必要な作業について、日本国内で実施する作業が全体の作業の中で大きな割合を占める場合に要件に該当するものと判断することになると考えています。
19	0_実施方針	7	18	第1-1-(5)	「地上局サービス会社の地上局等の利用を含む。」とあるが、本事業にあわせてこの地上局等の一部の整備等を行う場合は、そのような業務及び費用等も含まれると理解して良いか。また、借上げをする場合、借入れに関する業務及び費用等もこの業務に含まれると理解で良いか。	ご理解のとおりです。
20	0_実施方針	7	39	第1-1-(5)	(5) 特定事業に係る業務の概要 イ 専用地上施設運用等業務 (イ) 専用地上局運用等業務 ① 専用地上局整備業務 については、代表企業、構成員または協力企業は、自ら設計、製造又は設置を行わず業務の主たる部分を適宜切り分けそれぞれ適切な受託企業を選定再委託の上、施工管理し完成後に自らの資金で購入し事業期間中所有する形態も認められる理解ですが正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
21	0_実施方針	8	2	第1-1-(5)	セルフモニタリングは、事業者において、事業者の費用で実施するという前提でよいのか。その場合、防衛省の実施するモニタリング要領は、セルフモニタリングを踏まえて具体的に策定されるという理解で良いか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、入札公告においてお示しします。
22	0_実施方針	8	8	第1-1-(6)	本事業衛星及び専用地上施設を賃貸借等により調達可能とされているが、衛星については、賃貸等に衛星データ購入契約による調達も含まれるという理解で良いか。	画像データ取得業務において、基本的に衛星データ購入契約による調達は考えていませんが、本事業衛星のみでは国の所要を満たす本事業衛星によるコンステレーションの整備が困難となる事象が生じ、国が認めた場合において本事業衛星以外の衛星を利用する場合においては、購入契約による画像データの提供も考えられるところです。
23	0_実施方針	8	13	第1-1-(6)	使用権限が確保されていることを条件とは、どのような法的な裏付けが必要でしょうか。衛星に関しては、P6(4)事業目的にある、「画像取得の優先権を有し」を意味するのか、衛星の所有権、使用権を言うのでしょうか。法的な裏付けとして提出すべき書類などがあるのでしょうか。	前段及び後段については、事業者の提案に基づき、使用権原が確保されていることを確認する書類の提出を求める場合があります。 中段については、衛星の所有権又は使用権を確保したうえで画像取得の優先権を有していることを指します。
24	0_実施方針	8	13	第1-1-(6)	「ただし、本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、事業者等が賃貸借等により調達することもできる。」とは、「専用地上施設運用等業務」を想定した場合、自社でアンテナを所有する必要はなく、優先的に使用できる権利を確保していれば良いということになるか。	専用地上局については、防衛省が本事業で専用する地上局を、事業者等において新たに整備し、運用及び維持管理を行うことを想定していますが、「実施方針」において『本事業を実施するために必要な使用権原が確保されていることを条件として、事業者が賃貸借等により調達することもできる』とお示しているとおります。
25	0_実施方針	8	18	第1-1-(7)	段階的運用期間を「令和8年4月1日から令和10年3月30日まで」と設定されているが、本期間について、令和10年3月31日を含まない理由としては、令和9年度中の本格的運用を実現するためであり、令和10年3月31日に実施が想定される何らかのイベントと紐づいた期間設定ではないという解釈であるがその理解で良いか。他意があればご教示いただきたい。	令和10年3月31日に本格的運用を開始するために設定したものです。
26	0_実施方針	8	19	第1-1-(7)	本格的運用期間は、「令和10年3月31日～」と記載されていますが、本格的運用期間の令和9年度分(令和10年3月31日(1日分))の活動報告書、撮像明細書の提出が必要でしょうか。あるいは令和9年度分は、令和10年度分とまとめて提出することでもよろしいでしょうか。	令和9年度4／四半期(令和10年1月1日～令和10年3月31日)の活動報告書及び撮像明細書に、令和10年3月31日の内容を含むことになります。
27	0_実施方針	8	24	第1-1-(7)	事業スケジュールについて、事業契約締結から段階的運用期間開始時期までが2カ月間程度となっているが、事業者による事前の準備なくこれを実現することは困難である可能性が高い。こうした要求は、機会の均等、公正性の保持を阻害する可能性が高いが、この点について、貴省の見解を御教示いただくとともに、こうした要求を設けた根拠を具体的にお示しいただきたい。	各事業者に求めているものであり、機会の均等や公正性の保持を阻害するものではないと考えています。その上で、衛星コンステレーションは、本事業の要求水準を満たす既存の衛星を利用して構築することも可としており、令和7年度からスタン・オフ・ミサイルが導入されることも踏まえ、令和8年4月1日から段階的運用期間として設定しました。
28	0_実施方針	8	27	第1-1-(7)	本事業契約の終了を予定する時点における考え方について、「本事業衛星によるコンステレーション及び専用地上施設を継続して使用することが有効と認められる場合(中略)本事業の事業期間を延長することができる」とされているが、具体的にどの程度の延長を想定されているのかご教示いただきたい。	その時点における状況によることから、現時点において予断をもってお答えすることは差し控えますが、事業期間の延長については、防衛省と事業者との協議のうえで合意のもと決定することとしています。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
29	0_実施方針	8	27	第1-1-(7)	本事業契約の終了を予定する時点における考え方について、「本事業衛星によるコンステレーション及び専用地上施設を継続して使用することが有効と認められる場合(中略)本事業の事業期間を延長することができる」とされているが、「有効と認められる場合」の具体的な判断基準について、貴省におかれては具体的かつ包括的にご教示いただきたい。また、延長が認められる場合における必要な費用はサービス対価としてお支払いいただけるという理解で良いか。	前段については、No.28の回答をご参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
30	0_実施方針	8	27	第1-1-(7)	本事業契約の終了を予定する時点における考え方について、「本事業衛星によるコンステレーション及び専用地上施設を継続して使用することが有効と認められる場合(中略)本事業の事業期間を延長することができる」とされている。この点について、継続して使用することは既要求範囲を完成させるために必要となる追加工事とは認められず、会計法・予算決算及び会計令等の法令の趣旨を鑑みると、機会の均等、公正性の保持及び予算の効率的使用の観点から、延長される事業期間については入札公告を行い申し込みをさせることにより競争に付することが適切と考えられるところ、貴省においては、本事業の延長により競争を実施せずに処置することが適切であると判断する理由について、明確にご教示いただきたい。	現時点において本事業の事業期間を延長することを決めているわけではありません。その上で、本事業の事業期間の延長については、様々な観点から総合的に判断する予定です。
31	0_実施方針	8	34	第1-1-(8)	本事業の実施に要する費用について、「事業者において民間商用事業により回収することを見込む本事業衛星及び専用地上局の費用の一部については、事業契約に基づくサービス対価から当該費用を予め除くものとする。」とされているが、事業契約締結時点で見込まれていなかった民間商用事業により追加で費用回収が可能となった場合、その費用の取扱いについて、具体的にどのように対応されるか、貴省におかれては明確にご提示いただきたい。	事業契約締結時点で民間商用事業により回収することを見込む本事業衛星及び専用地上局の費用の一部について、事業契約に基づくサービス対価から当該費用を予め除くこととしています。事業契約締結以降に追加で回収が可能となった費用については、この限りではありません。
32	0_実施方針	8	34	第1-1-(8)	本事業の実施に要する費用について、「事業契約に基づくサービス対価から当該費用を予め除く」とあるが、事業開始後、民間商用事業からの収益があらかじめ見込んでいた収益を下回った場合であっても、その差分についてサービス対価を改訂していただくことはできないという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
33	0_実施方針	8	34	第1-1-(8)	本事業の実施に要する費用について、「事業契約に基づくサービス対価から当該費用を予め除く」とあるが、事業開始時に民間商用事業により回収を見込んでいる部分を超える収益が発生した場合、その差分により発生した利益の貴省への追加返納は不要であるという理解で良いか。	No.31の回答をご参照ください。
34	0_実施方針	8	34	第1-1-(8)	本事業の実施に要する費用について、「事業者において民間商用事業により回収することを見込む本事業衛星及び専用地上局の費用の一部については、事業契約に基づくサービス対価から当該費用を予め除くものとする。」とあるが、どの費用項目から除くかは事業者提案によるという理解でよいのか。また、どの支払年度から除くかも事業者提案によるという理解で良いか。	基本的にはご理解のとおりですが、【資料-2】「サービス対価の算定及び支払方法(案)」に基づく支払となります。
35	0_実施方針	8	36	第1-1-(8)	「ただし、事業者において民間商用事業により回収することを見込む本事業衛星及び専用地上局の費用の一部については、事業契約に基づくサービス対価から当該費用を予め除くものとする。」とあるが専用地上局を本事業外の衛星に提供することも可能という意味か。	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
36	0_実施方針	8	36	第1-1-(8)	「ただし、事業者において民間商用事業により回収することを見込む本事業衛星及び専用地上局の費用の一部については、事業契約に基づくサービス対価から当該費用を予め除くものとする。」とあるが、当初民間商用事業で見込んだ収益を実績が上回った場合、または、下回った場合にはどのような対応があるのか。	No.31及びNo.32の回答をご参照ください。
37	0_実施方針	8	37	第1-1-(8)	「また、民間商用事業において衛星画像の販売や衛星の売却を実施する場合は、事前に販売先等を防衛省に届け出ることとし、防衛省から協議を求める場合には協議に応じることとする。」との記載があるが、政府の要求を受けて撮像した画像を商用販売するケースを想定した記載か。それとも当該事業で利用される衛星で撮像された画像を防衛省以外(他省庁、民間等)向けに販売する場合に届け出が必要ということか。	いずれの場合も該当します。
38	0_実施方針	8	37	第1-1-(8)	民間商用事業において衛星の画像等の販売を実施する場合にについて、「防衛省が協議を求める場合には協議に応じること」とあるが、具体的な届け出や協議内容及び事業開始までのリードタイム等のスケジュールについてご教示いただきたい。	個別の事象によることから、一概にお答えすることは困難ですが、官民で協議してまいりたいと考えています。
39	0_実施方針	8	38	第1-1-(8)	民間商用事業において衛星の画像の販売や衛星の売却を実施する場合、事前に「販売先等」を防衛省に届け出ることになっておりますが、「販売先等」の「等」というのは不要で、販売先のみ届け出る理解ですが、正しいでしょうか。	衛星の売却先を含め、販売先等と表現したものです。
40	0_実施方針	8	38	第1-1-(8)	民間商用事業において衛星の画像等の販売を実施する場合にについて、「民間商用事業において衛星画像の販売や衛星の売却を実施する場合は、事前に販売先等を防衛省に届け出ることとし、防衛省から協議を求める場合には協議に応じることとする。」とあるが、この販売先「等」にはどのような事項が含まれるのか。また、協議を求められる場合とは、どのような場合か。もし販売先等に関して国として好ましくないと考えている具体的な事項があるのであればご教示いただきたい。	No.38及びNo.39の回答をご参照ください。
41	0_実施方針	8	38	第1-1-(8)	民間商用事業において衛星の画像等の販売を実施する場合にについて、「衛星の売却」とあるが、民間事業者の保有する施設や衛星について、金融機関の担保権を設定することは問題ないという理解で良いか。	本事業において本事業施設に対する担保権設定を承諾するか否かは、承諾の依頼があった時点で決定しますが、PFI事業者の資金調達に当たって、担保権設定が一般的であることは認識しています。
42	0_実施方針	8	38	第1-1-(8)	「民間商用事業において衛星画像の販売～は、事前に販売先等を防衛省に届け出ることとし」とあるが、このとき届け出対象となる「民間商用事業」の実施主体は事業者と事業者等のいずれを指すのでしょうか。	事業者自ら民間商用事業を実施する場合の実施主体は事業者となり、事業者から直接業務を受託する者が民間商用事業を実施する場合の実施主体は事業者等となります。
43	0_実施方針	8	38	第1-1-(8)	「民間商用事業において衛星画像の販売～は、事前に販売先等を防衛省に届け出ることとし」とあるが、あくまで届け出であり、取引(契約締結の直前)で足るか。また取引見込みなどを含めた形で届け出ること可能でしょうか。	No.38の回答をご参照ください。その上で、取引見込みなどを含めた形で届け出ること可能であると考えています。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
44	0_実施方針	8	39	第1-1-(8)	「防衛省から協議を求める場合には協議に応じることとする」とありますが、具体的にはどのような協議の内容をご想定でしょうか。協議の結果、販売先への販売停止等の措置も想定されますでしょうか。具体的に想定されるケースをご教示ください。	No.38の回答をご参照ください。その上で、販売先等の再考等についても想定されるケースの1つであると考えています。
45	0_実施方針	8	40	第1-1-(9)	公表される基本協定書は特別目的会社の設立を前提とした基本協定書・事業契約書になるのか。特別目的会社を設立しない場合の基本協定書・事業契約書の締結当事者及びその内容についても入札公告時に公表されるという理解で良いか。	会社法(平成17年法律第86号)に定められる株式会社を本事業の遂行のみを目的として設立しない場合も想定した事業契約書については、入札公告においてお示しする考えです。
46	0_実施方針	9	24	第1-1-(10)	「秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)」が関係法令として呼ばれているが、事業契約の締結前および締結後において、当該訓令における「秘密」を取り扱うことを想定しているでしょうか。	現時点において、当該訓令における「秘密」を取り扱うことを想定していません。
47	0_実施方針	9	25	第1-1-(10)	「秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)」が関係法令として呼ばれているが、事業契約の締結前および締結後において、当該訓令における「秘密」を取り扱うことを想定しているでしょうか。	No.46の回答をご参照ください。
48	0_実施方針	9	34	第1-1-(11)	統合運用システムの処分の実施にあたっては、処分先等の条件を防衛省が指定する場合があるとされています。しかし、本事業はBOO方式なので、事業期間終了後の資産の取扱い、民間事業者の裁量にゆだねられているのが一般的と理解しています。ここで、「処分先等の条件を防衛省が指定する場合」とは、どのようなケースが想定されているのでしょうか。また、これらの条件が付されている背景をご教示ください。	想定される1ケースとして、事業期間終了後、統合運用システムが使用可能な状況であれば、次期衛星コンステレーション整備・運営等事業を実施する場合には、その事業に引き継ぐことが考えられます。
49	0_実施方針	9	34	第1-1-(11)	統合運用システムの処分の実施にあたっては、処分先等の条件を防衛省が指定する場合があるとされています。しかし、本事業はBOO方式なので、事業期間終了後の資産の取扱い、民間事業者の裁量にゆだねられているのが一般的と理解しています。ここで、「処分先等の条件を防衛省が指定する場合」とは、どのようなケースが想定されているのでしょうか。また、これらの条件が付されている背景及び法的根拠をご教示ください。	No.48の回答をご参照ください。
50	0_実施方針	9	36	第1-1-(11)	統合運用システムの処分の実施にあたって、「処分先等の条件を防衛省が指定する場合」、「処分先」「処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益」の具体的な想定について、ご教示ください。	統合運用システム等の整備費については、官側において負担することとなります。そのような状況において、事業期間終了後、使用可能な統合運用システムを事業者において処分する場合は、処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益を、国に納付していただくことを想定しています。合わせて、No.48の回答をご参照ください。
51	0_実施方針	9	37	第1-1-(11)	専用地上局の取扱いはどうなるのか。特に指定はなく、事業者の判断によるという理解で良いか。	第11.(11)『事業期間終了後、事業者等は、自らの責任により、本事業とは別に本事業衛星及び専用地上施設の運用等を継続することを認める。』としています。
52	0_実施方針	11	40	第2-2-(5)	第一次審査資料について、入札公告時の入札説明書等に定められると考えるが、実施方針公表から第一次審査の日程が限られており事業者間での構成に日数を要することも予想されることから、第一次審査にどのような資料が必要になるのか概要をご教示いただきたい。	応募者の資格及び実績等に関する資料を提出することを予定していますが、詳細は入札公告においてお示しします。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
53	0_実施方針	12	2	第2-2-(7)	提案書の作成にあたっては、契約書案や要求水準書案に記載の内容の解釈が正しくできているかどうかが重要となることから、提案書の作成に係る範囲において、契約書案や要求水準書案の解釈について、競争的対話として質問することは可能という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。第2 2. (7)のとおり、『防衛省は、入札参加者との意思の疎通を図り、入札参加者が防衛省の意図に合致した提案を作成できるよう、提案書作成に関する質問への回答を行うことを予定』しています。
54	0_実施方針	12	6	第2-2-(9)	応募者による提案資料のプレゼンテーションを行うことは想定されているのかご教示いただきたい。	第2 2. (8)のとおり、『防衛省は、入札参加者を対象に、必要に応じて第二次審査資料の内容についてのヒアリングを行う』ことを想定しています。
55	0_実施方針	12	30	第2-2-(12)	「落札者からの提案に基づき(中略)事業契約を締結する」というのはどのような意味でしょうか。提案内容に応じて事業契約書(案)が修正され得るという趣旨で問題ないか。	落札者からの提案に基づく事業内容をもって事業契約を締結することを指します。入札公告において示す事業契約書(案)を修正することは想定していません。
56	0_実施方針	13	3	第2-2-(14)	自社が保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等について、海外での特許権等を保有している場合は保護の対象となるのでしょうか？新規に日本国の特許を取得する必要があるのでしょうか？	提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているシステム等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うこととしています。特許権等の取得については事業者で判断していただくこととなります。
57	0_実施方針	13	12	第2-3-(1)	プロジェクトチームに参加する日本以外の企業に特別な要件はありますか?あるなら、教えてください。	「実施方針」で示す応募者の参加資格要件のとおりです。また、「実施方針」第2 3.(1)のとおり、『特定事業に係る業務以外の本事業に関連する業務(事業者の監査業務、アドバイザー業務等)については、応募者を構成しない企業が事業者から直接受託することは差し支えない』としています。
58	0_実施方針	13	12	第2-3-(1)	外国企業が「協力企業」として参加する場合、何か条件はありますか？その条件を教えてください。	No.57の回答をご参照ください。
59	0_実施方針	13	18	第2-3-(1)	協力企業とは、「応募者を構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、事業者から『直接業務を受託又は請け負う』ことを予定している者をいう。」とありますが、事業者と3者間契約を締結した者(仮にA社、B社とします。)は、A社、B社のいずれも『直接業務を受託又は請け負う』に該当する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	0_実施方針	13	18	第2-3-(1)	協力企業とは、「応募者を構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、事業者から『直接業務を受託又は請け負う』ことを予定している者をいう。」とありますが、事業者と3者間契約を締結した者(仮にA社、B社とします。)は、A社、B社のいずれも『直接業務を受託又は請け負う』に該当する理解でよろしいでしょうか。	No.59の回答をご参照ください。
61	0_実施方針	13	40	第2-3-(1)	「代表企業、構成員または協力企業の変更は原則認めない」とあるが、参画企業の確定タイミングは第一次審査資料提出時との理解で正しいか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、第一次審査資料の提出期限の日から第二次審査資料の提出期限の日までにおいては、「実施方針」第2 3.(1)のとおり、『代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、防衛省と協議するものとし、防衛省がその事情を検討の上、認めた場合は、この限りでない』としています。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
62	0_実施方針	13	40	第2-3-(1)	応募者の資格について、「代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない」とされているが、代表企業、構成員又は協力企業を確定させるタイミングは情報提供依頼(Request For Information)提出時という理解で良いか。	No.61の回答をご参照ください。
63	0_実施方針	13	44	第2-3-(1)	協力企業については、他の応募者の代表企業又は構成員に入ることが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	0_実施方針	13	44	第2-3-(1)	代表企業、構成員が他の応募者の協力企業となることは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	0_実施方針	13	44	第2-3-(1)	応募者の資格について、「代表企業又は構成員が、他の応募者の代表企業又は構成員となることは認めない」と記載されているが、他の応募者の協力企業となることは認められるという理解で良いか。	No.64の回答をご参照ください。
66	0_実施方針	14	1	第2-3-(1)	応募者の資格について、「代表企業又は構成員と資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業又は構成員となることは認めない。」としているが、これは特定の企業が異なる代表者が束ねるグループに所属することを禁ずるという理解で良いか。たとえば、衛星事業者X社がAグループおよびBグループそれぞれに所属し「構成員」として名を連ねることを認めないことを意味するのか。それとも、X社がAグループに所属する場合、X社と資本関係にあるY社がBグループに所属し「構成員」として名を連ねることを認めないことを意味するのか。	後者のご理解のとおりです。
67	0_実施方針	14	1	第2-3-(1)	応募者の資格について、「代表企業又は構成員と資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業又は構成員となることは認めない。」としているが、代表企業又は構成員と資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の協力企業となることは問題ないという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
68	0_実施方針	14	18	第2-3-(1)	役員の定義についてご教示ください	実施方針における役員は、社外役員も含め、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他の役員すべてをいいます。
69	0_実施方針	14	21	第2-3-(1)	「資本関係又は人的関係のある者」について、「その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係」について、国内大手企業から投資を受けている国内スタートアップSAR衛星メーカー2社はいずれも該当しないという理解で良いか。	個別の事象によって判断が必要となるため、一概にはお答えすることはできません。
70	0_実施方針	14	22	第2-3-(1)	「資本関係又は人的関係のある者」について、「その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係」とあるが、出資比率に関わらず実質的な支配権を有する資本関係にあるかを判断するという理解で良いか。	投資状況や経営状況等個別の判断が必要となるため、一概にはお答えすることはできません。
71	0_実施方針	15	3	第2-3-(2)	「日本国法人」の定義は何か。外国の会社の日本の子会社も含まれるのか。	日本国法人とは、法人格を有する日本の法律に基づき日本国内で設立された法人を指します。
72	0_実施方針	15	3	第2-3-(2)	応募者の参画資格要件について、「日本国法人」には外国企業の日本法人(子会社)も含むという理解で良いか。	No.71の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
73	0_実施方針	15	26	第2-3-(2)	「それを証明すること」とあるが、誓約書の差し入れ等で足りるでしょうか	誓約書に加え、ほか証明書類の提出を求める想定です。詳細については入札公告においてお示しします。
74	0_実施方針	15	29	第2-3-(2)	代表企業の参加資格要件について、「令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)」「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のA等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。」とあるが、代表企業が特定業務に従事する必要がないとの理解で良いか。	「実施方針」第2 3. (1)『代表企業、構成員及び協力企業は、それぞれが各業務のうちいずれかの業務を実施するものとし、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で、各業務を複数の者で分担することも差し支えないが、各業務の全部又はその主たる部分を一括で再委任等してはならない。』のとおりとしています。
75	0_実施方針	15	32	第2-3-(2)	「ただし、複数の者で満たしても差し支えない」とは、光学衛星1機、SAR衛星1機でもよろしいでしょうか？	複数の者で参加資格要件を満たすことを認めています。
76	0_実施方針	15	35	第2-3-(2)	画像データ取得業務において、当該業務を実施する企業が(ア)及び(イ)の参加資格要件を満たす場合、「令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)」を所持しない等、参加資格要件を満たさない企業に対して業務実施企業が一部業務を再委託することに関しては認められるという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
77	0_実施方針	15	38	第2-3-(2)	「画像データ取得業務を実施する企業」は、「本事業衛星によるコンステレーションを構成する国産衛星と同等の性能を有する画像観測衛星を国内で複数機製造し、軌道上運用した実績を有し、かつ、提案時点において当該衛星が軌道上で運用されていること。」が求められていますが、画像データ取得業務を実施する企業を複数の企業で構成する場合、その構成企業全体で本条件を満たす場合であっても、(イ)の要件を満たしているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	0_実施方針	15	38	第2-3-(2)	「画像データ取得業務を実施する企業」は、「本事業衛星によるコンステレーションを構成する国産衛星と同等の性能を有する画像観測衛星を国内で複数機製造し、軌道上運用した実績を有し、かつ、提案時点において当該衛星が軌道上で運用されていること。」が求められていますが、画像データ取得業務を実施する企業を複数の企業で構成する場合、その構成企業のうち1者がこれを満たしていない場合(他の企業はこれを満たしているものとします。)であっても、(イ)の要件を満たしているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	0_実施方針	15	40	第2-3-(2)	「同等の性能を有する画像観測衛星を国内で複数機製造し、軌道上運用した実績」は応募者内の複数会社の組み合わせで良いか。	ご理解のとおりです。
80	0_実施方針	16	1	第2-3-(2)	「概ね5機以上の画像観測の衛星で構成される衛星群を対象に、画像観測の衛星から自社保有の地上施設にデータを送付するダウンリンクの実績を有すること。」とあるが、衛星については「複数機製造」とされているのとは比べて、5機という具体的な数字が設定されている理由は何か。	本事業においては、多数の衛星で整備した衛星コンステレーションを運用していただくこととなります。これを踏まえれば、1より多い数に対する数を示す複数機ではなく、一定の数以上の衛星で構成される衛星群を対象とした実績を求める必要があるため、具体的な数字を設定したものです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
81	0_実施方針	16	1	第2-3-(2)	専用地上施設運用等業務を実施する企業の参加資格要件について、「概ね5機以上の画像観測の衛星で構成される衛星群を対象に、画像観測の衛星から自社保有の地上施設にデータを送付するダウンリンクの実績を有すること」とあるが、5機以上とした技術的根拠をご教示いただきたい。	専用地上施設運用等業務を実施する企業の参加資格要件は、本事業の運営等を実施するに当たり最低限の実績を求めたものです。その上で、本事業においては、多数の衛星で整備した衛星コンステレーションを運用していただくこととなります。これを踏まえ一定の数以上の衛星で構成される衛星群を対象とした実績を求める必要があるため、具体的な数字を設定したものです。
82	0_実施方針	16	1	第2-3-(2)	専用地上施設運用等業務を実施する企業の参加資格要件について、「(ウ)概ね5機以上の画像観測の衛星で構成される衛星群を対象に、画像観測の衛星から自社保有の地上施設にデータを送付するダウンリンクの実績を有すること。」とあるが、本実績の設定において、参画可能企業が限定的になり、公平性や透明性が担保されていないと想定されるが、当該記載における貴省としてのご見解をご教示いただきたい。	No.81の回答をご参照ください。
83	0_実施方針	16	3	第2-3-(2)	全般管理業務を実施する企業の条件として、画像観測の衛星の運用及び画像観測の衛星の管制に要する地上施設を対象とした管理業務の実績を有することが設定されている理由は何か。	本事業においては、衛星コンステレーション及び専用地上施設の整備・運用・維持管理を一体的に実施する事業であることを踏まえ、全般管理業務を担う企業には、本事業に係るコスト、スケジュール、リスク等を適切に管理する能力が求められることから、必要最低限の条件として設定したものです。
84	0_実施方針	16	9	第2-3-(2)	全般管理業務として「…経営管理及び各業務実施企業の業務管理、国との間の連絡調整…」などの実施が求められています。が、(イ)では、「画像観測の衛星の運用及び画像観測の衛星の管制に要する地上施設を対象とした管理業務の実績を有すること。」が参加資格要件となっています。全般管理業務の内容に照らし、(イ)の実績要件については、「衛星の整備・運営事業における全般的な管理実績」「衛星の整備・運営におけるPFI事業の管理実績」のいずれかを有するものと、加えていただくことは可能でしょうか。	全般管理業務を実施する企業の参加資格要件は、本事業の運営等を実施するに当たり最低限の実績を求めたものです。実施していただく全般管理業務は、必ずしも、「衛星の整備・運営事業における全般的な管理実績」又は「衛星の整備・運営におけるPFI事業の管理実績」が条件ではないと考えており、原文のとおりとします。
85	0_実施方針	16	9	第2-3-(2)	全般管理業務を実施する企業の参加資格要件について、「画像観測の衛星の運用及び画像観測の衛星の管制に要する地上施設を対象とした管理業務の実績を有すること。」とあるが、本事業の全体管理業務においても当該要件を設定する必要がない業務が存在すると考えている。そのため、全体管理業務については当該要件が必要な業務と必要のない業務に分割することで、民間の創意工夫の余地を更に拡大させていくべきと考えるが、貴省の考えをご教示いただきたい。	全般管理業務を実施する企業の参加資格要件は、本事業の運営等を実施するに当たり最低限の実績を求めたものです。
86	0_実施方針	17	3	第3-1-(1)	事業者の責任の明確化に関する事項について、「本事業における責任分担の基本的な考え方は、防衛省と事業者のリスク管理能力に応じて、適正にリスクを分担することにより、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より安定的かつ質の高いサービスの実現を目指すものである。」とあるが、宇宙事業におけるリスクの巨大性と不確実性に鑑みると「リスク負担能力に応じて」とすることが妥当と考えるが、リスク分担の仕分け根拠を「リスク管理能力」としているか理由についてご教示いただきたい。	本事業はBOO方式として、民間商用事業の実施を見込んでおり、事業におけるリスクや衛星画像を提供する民間ビジネスが進められているといったことを考慮して設定しています。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
87	0_実施方針	17	6	第3-1-(1)	宇宙事業は、巨大なリスクと不確実性を抱える事業であり、損害の原因者が責任を負うという通常の商習慣が採用されないことが一般的であると認識しております。これを鑑みると、責任分担の基本的な考え方は、「防衛省と事業者のリスク管理能力に応じて」(すなわち、リスクを評価・分析し最小化する能力)ではなく、「防衛省と事業者のリスク負担能力に応じて」(すなわち、リスクを受け入れる能力)とするのが妥当と考えます。また、リスクはプロジェクト全体として極小化することが基本ですので、責任分担の考え方は次の文章に修正いただくことは可能でしょうか。 「本事業における責任分担の基本的な考え方は、プロジェクト全体のリスクコストを極小化する観点を踏まえ、防衛省と事業者のリスク負担能力に応じて、適切にリスクを分担することにより、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より安定的かつ質の高いサービスの実現を目指すものである。」	原文のとおりとします。合わせてNo.86の回答をご参照ください。
88	0_実施方針	17	21	第3-2-(1)	事業者の責任の履行確保に関する事項について、「なお、契約保証金の額、保険金額又は保証金額は、本事業の専用地上施設の整備費に相当する額の10分の1以上とする」とあるが、「本事業の専用地上施設の整備費に相当する額」とは第二次審査受付時に事業者が提出する整備費を根拠とするという理解で良いか。	基本的にはご理解のとおりですが、事業者との協議のうえ決定します。
89	0_実施方針	17	23	第3-2-(1)	契約保証金は、専用地上施設の整備費に相当する額を基準として設定されているので、画像データ取得業務の要求水準未達に伴うペナルティとしての違約金には、契約保証金は充当されない理解でよろしいでしょうか。	契約保証金は、専用地上施設の完成前の契約解除に伴う違約金に充当されるものであり、要求水準の未達による減額等に充当されるものではありません。
90	0_実施方針	17	23	第3-2-(1)	契約保証金は、専用地上施設の整備費に相当する額を基準として設定されているので、画像データ取得業務の要求水準未達に伴うペナルティとしての違約金には、契約保証金は充当されない理解でよろしいでしょうか。	No.89の回答をご参照ください。
91	0_実施方針	17	23	第3-2-(1)	契約保証金の差し入れ期間はいつまでを想定しているでしょうか。(専用地上施設の整備完了後に返還していただける理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
92	0_実施方針	17	23	第3-2-(1)	契約保証金の差し入れ期間はいつまでを想定しているでしょうか。(専用地上施設の整備完了後に返還していただける理解でよろしいでしょうか。)	No.91の回答をご参照ください。
93	0_実施方針	17	24	第3-2-(1)	「なお、契約保証金の額、保険金額又は保証金額は、本事業の専用地上施設の整備費に相当する額の10分の1以上とする。」とありますが、「本事業の専用地上施設の整備費に相当する額」とは防衛省指定の金額でしょうか、それとも事業者が提出する見積金額でしょうか。	No.88の回答をご参照ください。
94	0_実施方針	17	34	第3-2-(3)	「事業者の責めに帰すべき事由」ではない事由で、かつ「不可抗力」以外の事由の場合には、減額等の措置は一切行われないという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、詳細については入札公告においてお示しします。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
95	0_実施方針	17	38	第3-2-(3)	支払いの減額等について、水準の未達が発生した場合における様々なパターンを想定すると、対価減の割合の合計が100%を超過することも理論上あり得ます。その場合はその対象となる期間に対応する受領済みの対価を返還すればよく、100%を超過した部分については切り捨てられるものであって、すでに経過した期間の受領済み対価や将来受領することが見込まれる対価の返還や減額には至らないという理解でよいでしょうか。	【資料-2】「サービス対価の算定及び支払い方法(案)」第2.5の支払額の減額等措置でお示ししたとおり、違約金若しくは返納金額又は減額を算定することとなります。詳細については入札公告においてお示しします。
96	0_実施方針	17	40	第3-2-(3)	防衛省が実施する検査内容や検査期間の想定をご教示ください。	四半期毎に事業者から提出される撮像明細書を含む活動報告書を受領後、速やかに当該書類の検査を実施し、業務要求水準書等と照らし、履行内容が適切と認めた場合には、検査に合格した旨を事業者へ通知します。
97	0_実施方針	17	40	第3-2-(3)	防衛省が実施する検査内容や検査期間の想定をご教示ください。	No.96の回答をご参照ください。
98	0_実施方針	17	40	第3-2-(3)	「防衛省は、上記の監視(モニタリング)の結果に基づき、サービス対価の支払い前に、・・・検査を行う。(実施方針 17頁)」と「防衛省は、受領後速やかに当該書類の検査を行い、業務要求水準書等と照らし、履行内容が適切と認めた場合には、検査に合格した旨を事業者へ通知する。(実施方針 資料Ⅱ 7頁)」に防衛省による検査の記載がそれぞれにあります。これらは別の検査という認識でよろしいでしょうか。	後者を含む前者の監視(モニタリング)を実施する想定です。詳細については入札公告においてお示しします。
99	0_実施方針	19	7	第4-2	「既存施設の『増改築をすること等』により整備するとともに、地上局サービス会社における国内外の地上局等を活用する。」とありますが、要求水準を満たす既存施設がある場合には増改築をしなくとも、これに該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	0_実施方針	19	12	第4-2	「なお、専用地上施設について、原則として、本事業の予定された事業期間が終了するまで、事業者等が、業務要求水準書の条件を満たす事業実施用地及び建物を自ら所有すること。」とあるが、土地及び建物を自ら所有しないといけない理由は何か。土地の賃貸借契約で利用権を事業期間中担保すること、またホスティングサービスを利用し事業期間中の利用を担保することは許容可能か。	前段については、安定的に画像を取得することが必要となるため、原則として自ら保有していただくことを想定しています。後段については、No.24の回答をご参照ください。
101	0_実施方針	19	13	第4-2	「原則として」とありますが、例外は、どのような場合になるのか。また、特別目的会社を設立しない場合、構成企業又は協力企業のいずれかが所有していればよいということになるのか。	前段については、No.2の回答を満たす限りにおいて、事業者の提案を踏まえ、協議してまいります。後段については、ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
102	0_実施方針	21	8	第6-2-(1)	「なお、それぞれ別の手段により国に画像データを提供できるように処置を執った」場合、「衛星コンステレーションの整備・運営事業 実施方針」(P21) 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 2. 事業の継続が困難となった場合の措置(1)事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合ア～ウ項に該当しますか？ ア.事業者の提供するサービスが業務要求水準書(案)(資料-I)に示す要求水準を達成していないことが判明したときその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、防衛省は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができる。また、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、防衛省は事業契約を解除することができる。 イ.事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約書に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、防衛省は事業契約を解除することができる。 ウ.ア又はイの規定により防衛省が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、防衛省は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。	【資料-I】「業務要求水準書(案)」第2部第1 8.6.a『なお、それぞれ別の手段により国に画像データを提供できるように処置を執るものとする。』は、一時的に衛星や地上施設の障害や点検・維持管理によって画像データを提供できない場合における代替手段を求めるものです。「実施方針」第6 2. (1)は、事業の継続が困難となった場合における事業契約終了に伴う措置を指します。
103	0_実施方針	21	15	第6-2-(1)	事業者の責めに帰すべき事由により事業の困難となった場合について、「ア又はイの規定により防衛省が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、防衛省は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。」とあるが、「違約金」と「損害賠償」の関係性を明確にしていいただきたい。 仮に「違約金」が「損害賠償額の予定」を意味するのであれば「損害賠償」を意味する文言を重ねて適用することとなるため不適切と考える。仮に「違約金」が「ペナルティ」を意味する場合、ペナルティの金額を損害賠償額にどのように反映させるのか明確にすべきと考えているが貴省の考えをご教示いただきたい。	違約金は「損害賠償額の予定」ではなく「違約罰」の性質を有するものとして設定しており、違約金の金額を超過する損害を被った場合に、当該超過額を損害賠償として請求することを想定しています。詳細については入札公告においてお示しします。
104	0_実施方針	21	17	第6-2-(1)	「ア又はイの規定により防衛省が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、防衛省は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。」とありますが、「違約金」と「損害賠償」はどのような関係にありますでしょうか。 「違約金」と「損害賠償」が共通の概念であれば、いずれかのかみの記載で十分と考えます。異なる概念なのであれば、それぞれどのような根拠に基づき算出されるのでしょうか。事業者が過剰なリスクを負う可能性を懸念しております。	No.103の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
105	0_実施方針	21	29	第6-2-(3)	通常のPFIでは、不可抗力等の双方無帰責の場合においては、民法に定める損害賠償の要件である「故意または過失」の要件を満たさないため、互いに損害賠償請求をしないとする人が多いと認識しています。本件では、双方無帰責の事由により契約解除に至った場合でも損害賠償請求等が可能としています。具体的にどのようなケースを想定しているのかご教示ください。	防衛省又は事業者が事業契約を解除し、防衛省又は事業者いずれかに損害が発生した場合において、相手方に対して損害賠償の請求等を行うことができることとしています。詳細については入札公告においてお示しします。
106	0_実施方針	21	29	第6-2-(3)	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合に発生する損害賠償について、どのようなものが想定されるか、例示をお願いします。	No.105の回答をご参照ください。
107	0_実施方針	21	30	第6-2-(3)	「不可抗力の定義については、入札公告時に示す」とあるが、ここでの不可抗力は「(3)いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった」と認められる不可抗力のみでしょうか。あるいは本件事業全般を遂行する上で、認められる不可抗力も合わせて示されるのでしょうか	ご質問にあるような場合も含めて、詳細については入札公告においてお示しします。
108	0_実施方針	24	7	第8-2	事業契約の締結(令和8年2月頃)が遅れた場合、各社の社内手続き(発注手続き等)の関係により、実施方針8頁に規定される令和8年4月1日からの段階的運用の開始(業務要求水準(案)24頁に規定される専用の端末の設置を含む)が困難となります。そのため、事業契約の締結が遅れた場合には、段階的運用の開始時期について、事業者と防衛省の協議により決定することは可能でしょうか。	事業契約の締結が遅れないよう進めてまいりたいと考えておりますが、状況に応じて、事業者との協議により決定していくことはあり得ると考えています。
109	0_実施方針	24	7	第8-2	事業契約の締結(令和8年2月頃)が遅れた場合、各社の社内手続き(発注手続き等)の関係により、実施方針8頁に規定される令和8年4月1日からの段階的運用の開始(業務要求水準(案)24頁に規定される専用の端末の設置を含む)が困難となります。そのため、事業契約の締結が遅れた場合には、段階的運用の開始時期について、事業者と防衛省の協議により決定することは可能でしょうか。	No.108の回答をご参照ください。
110	0_実施方針	24	8	第8-2	入札公告後、説明会の開催や関連場所の現地見学(飯岡地上局等)の機会は設けられるのか。	説明会及び現地見学を実施する予定はありません。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
111	0_実施方針	24	8	第8－2	入札説明書等に対する質問回答は、どのようなタイミングで何回行われる予定なのか。	入札公告後速やかに実施し、回数は1回を予定しています。
112	0_実施方針	24	8	第8－2	競争的対話は何回実施する予定なのか。	1回を予定しています。
113	1_業務要求水準書(案)	2	10	第1部－第3	「民間需要に対応するため、画像データの販売や衛星の売却を実施する場合は、事前に販売先等を国に届けること。また、国から協議の求めがあった場合は、協議に応じること。」とあるが、この販売先「等」にはどのような事項が含まれているのか。また、協議を求められる場合とは、どのような場合なのか。もし販売先等に関して国として好ましくないと考えている具体的な事項があるのであればご教示いただきたい。	前段については、「販売先等」の「等」には、衛星の売却先が含まれます。後段については、No.38の回答をご参照ください。
114	1_業務要求水準書(案)	2	28	第1部－第3－(2)	専用地上施設運用等業務について、運用センターは専用地上施設に含まれるとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
115	1_業務要求水準書(案)	2	29	第1部－第3－(2)	専用地上施設運用等業務について、「国が本事業で専用する地上施設(以下「専用地上施設」という。)」とあるが、専用の定義と範囲を明確化していただきたい。 全通信回線含めて専用線を構築するのか、またその場合その他地上局との専用の分界点をどこに置くのか、システム構築にクラウドサービスを活用可能かという観点も含めて具体的な内容をご教示いただきたい。	前段については、専用地上施設は本事業専用として使用する地上施設であり、その範囲は、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2のとおりです。 後段については、専用線の構築は、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2 1.1.c)のとおり、国に設置する端末と統合運用システム等の間の回線になります。 なお、その他の回線及びシステム構成については、要求水準を満たすことを前提に事業者の提案によります。
116	1_業務要求水準書(案)	3	16	第1部－第4－(1)	モニタリングの実施頻度はどの程度か。	基本的には四半期毎に事業者から提出される撮像明細書を含む活動報告書を受領後、速やかに当該書類の検査を実施し、業務要求水準書等と照らし、業務履行状況等について監視(モニタリング)を行う考えです。詳細については入札公告においてお示しします。
117	1_業務要求水準書(案)	3	26	第1部－第4－(2)	「その他の撮影条件」とは具体的にどのような内容を想定しているのか。	撮像要求に含まれる撮像条件については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2 1.2.1、1.3.1及び1.4.1にお示しています。
118	1_業務要求水準書(案)	3	32	第1部－第4－(3)	飯岡地上局に副調器及びサーバー設置場所をご提供いただけないでしょうか？	飯岡地上局で受信した信号の復調処理は、防衛省が管理する当該地上局で実施するため、事業者側で復調器等を用意する必要はありません。
119	1_業務要求水準書(案)	3	35	第1部－第4－(3)	飯岡地上局について、国にて整備、維持管理を実施するとありますが、監視制御運用についても同様に、国にて実施されるものと想定しておりますが、正しいでしょうか。また、それらの監視制御について、事業者が連携する必要がある場合、どのようにインタフェース情報の開示をいただけるのかご教示ください。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2 1.6)においてお示したとおり、事業者が飯岡地上局で撮像データを受信する地上局として利用できるよう防衛省において必要な対応を実施します。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
120	1_業務要求水準書(案)	4	1	第1部－第4－(3)	起用する衛星との適合を確認するため、飯岡地上局にて受信復調可能な変調方式の仕様をご教示いただきたい。	本事業を実施する上で必要な国の物品等は事業者が無償で貸し付けることとしており、必要な資料については、契約締結後に提供します。
121	1_業務要求水準書(案)	4	3	第1部－第4－(3)	飯岡地上局で受信した映像データを事業者へ送信し、処理後市ヶ谷に送付という流れになるという認識で問題ないか。	飯岡地上局で受信した映像データは市ヶ谷を経由して事業者へ送信し、処理後市ヶ谷に送付という流れです。
122	1_業務要求水準書(案)	4	4	第1部－第4－(3)	陸上通信回線の仕様をご教示いただきたい。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第1部 第4(4)の陸上通信回線は、国が維持管理を行うシステム同士を接続する回線であるため、仕様を公開する予定はありません。
123	1_業務要求水準書(案)	4	6	第1部－第4－(4)	国から事業者提供される陸上通信回線は無償であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	1_業務要求水準書(案)	4	6	第1部－第4－(4)	国から事業者提供される陸上通信回線のネットワーク管理は、国によって管理されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	1_業務要求水準書(案)	4	8	第1部－第4－(5)	国の物品等の貸付けについて、「国は、必要に応じて、本事業を実施する上で必要な国の物品等を事業者が無償で貸付ける。」とあるが、現時点で貴省において想定されている無償貸付品および貸付可能な品目について、具体的にご教示いただきたい。	事業者のご要望も踏まえつつ、必要に応じて物品等を貸付けるものとなります。
126	1_業務要求水準書(案)	4	14	第1部－第4－(6)	「事務室等」の「等」には具体的にどのようなものが含まれるのか。また、事業者の方から提供を受ける事務室の面積等の提案(希望)はできるのか。国から事業者提供される対象物の詳細についての具体的想定があればご教示いただきたい。	前段については、「事務室等」の「等」には、回線や端末以外の器材を設置する部屋が含まれます。 後段については、事業者が事務室に関する提案(希望)を提示することは可能であり、事業者との協議により決定していくと考えています。また、事業者提供される対象物の詳細は、事業者のご要望も踏まえつつ、契約締結後に提示いたします。
127	1_業務要求水準書(案)	4, 5	14	第1部－第5－(1)	表に記載の項目が保護情報とのことである記載がある一方で業務要求水準書中のトーフについての明記がないが、トーフが保護情報であるとの理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
128	1_業務要求水準書(案)	4	14	第1部－第5－(1)	その他地上局のうち日本企業が専用しないものについては保全情報の扱いはどうする想定なのか。海外企業に対しても保全を要求する予定なのか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第1部 第5でお示しているとおり、本事業の実施に当たり知り得た秘密及び保護すべき情報については、関係法令等の規定に基づき厳重に管理しなければならないこととなります。
129	1_業務要求水準書(案)	4	17	第1部－第5－(1)	秘密の保全等について、「各業務ごとの秘密等の取扱いは次表を基準とし」とあるが、次頁(P.5)の表には保護すべき情報のみが記載されている。 一方で、今後の本事業の実施にあたり、事業者が秘密を取り扱うことが想定されているか否かについて明確にご教示いただきたい。	No.46の回答のとおり、現時点において、秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)における「秘密」を取り扱うことは想定していませんが、事業者等が本事業の実施に当たり、他の者に公開等することのない情報としての秘密等を取り扱うことは想定されます。
130	1_業務要求水準書(案)	4	18	第1部－第5－(1)	秘密の保全等について、「細部は、国から提供するものについては交付又は伝達の時期までに、事業者が作成するものについては国との協議等において示す。」とあるが、民間商用事業にて画像を販売することを前提に検討可能という理解で良いか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
131	1_業務要求水準書(案)	4	18	第1部－第5－(1)	「事業者が作成するものについては国との協議等において示す。」というの は、入札段階の競争的対話の段階で示すことを想定されているのか。それとも、事業開始後、事業者が作成したものを国に提供する際等に 秘密情報であることを伝達するようなことを想定されているのか。	後者を想定しています。
132	1_業務要求水準書(案)	5	－	第1部－第5－(1)	保護すべき情報の対象は、業務要求水準書(案)に対してのみ適用されるという理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書のみに適用されるものではありません。【資料-1】「業務要求水準書(案)」第1部 第5(1)でお示ししたとおり、契約後においても新たに保護すべき情報が設定されることがあります。
133	1_業務要求水準書(案)	5	－	第1部－第5－(1)	事業契約後、統合運用システムとして扱う情報において、保護すべき情報として扱う想定 の情報はあるでしょうか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」でお示ししたとおり、統合運用システムにおいて保護すべき情報を扱うことが想定されます。
134	1_業務要求水準書(案)	5	－	第1部－第5－(1)	保護すべき情報の対象は、今回の業務要求水準書(案)に対してのみ適用されるか、それとも契約後も同内容が適用されるのか。	No.132の回答をご参照ください。
135	1_業務要求水準書(案)	5	17	第1部－第5－(1)	事業契約において新たに保護すべき情報に設定される事項はあるでしょうか。	No.132の回答をご参照ください。
136	1_業務要求水準書(案)	6	14	第1部－第7－(1)	再委託等の制限について、業務の一部を再委託する場合に発注者の事前承認が必要かどうか、また承認が必要な場合の手続きや条件について具体的な内容をご教示いただきたい。	第二次審査において、再委託先も含めた企業等一覧の提出を求める想定です。このほか、仮に、改善措置要求により業務に携わる事業者等に変更が生じた場合等、確認を求めることがあります。
137	1_業務要求水準書(案)	6	21	第1部－第7－(2)	本項の趣旨をご教示ください。本事業に関する業務を事業者から受託することとなるのは、主には応募者を構成する代表企業、構成員、及び協力企業になるものと存じますが、これらの応募者と事業者との間の関係性について規定する意図でしたら、その内容をご教示ください。	本事業はPFI方式により実施されるため、事業者が委託した本事業に関する業務が与える影響、事業者が本事業以外の事業を営むことにより与える影響等から、事業途絶リスクを隔離する趣旨で本項を規定しています。
138	1_業務要求水準書(案)	6	21	第1部－第7－(2)	本項の趣旨をご教示ください。本事業に関する業務を事業者から受託することとなるのは、主には応募者を構成する代表企業、構成員、及び協力企業になるものと存じますが、これらの応募者と事業者との間の関係性について規定する意図でしたら、その内容をご教示ください。	No.137の回答をご参照ください。
139	1_業務要求水準書(案)	6	25	第1部－第7－(2)	「本事業の遂行のみを目的とした会社法(平成17年法律第86号)に定められる株式会社を設立する場合の事業者は、本事業以外の事業を営み、又は本事業を構成する各業務の実施に必要な契約以外の契約を締結してはならない」とあるが、実施方針第1－1－(8)で認められている民間商用事業の実施に伴う契約、ならびに実施方針第1－1－(11)で認められている事業者等が本事業とは別に運用等を継続する場合に必要な契約については、どのように取り扱われるのかをご教示いただきたい。	本事業の遂行のみを目的とした会社法に定められる株式会社を設立する場合の当該株式会社たる事業者自ら民間商用事業を実施することは基本的に想定していません。そのため、事業者において民間商用事業の実施に伴う契約は生じないことを想定しています。また、事業期間終了後の運用等を継続する場合に必要な契約については、事業終了時に向けて必要な契約として、この限りではありません。
140	1_業務要求水準書(案)	6	26	第1部－第7－(2)	「本事業以外の事業を営み、または本事業を構成する各業務の実施に必要な契約以外の契約を締結してはならない」とあるが、別段に記載がある民間需要への対応はこれに該当しないとの理解でよいのか。	No.139の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
141	1_業務要求水準書(案)	6	28	第1部－第8	「事業者は、戦争、暴動その他これらに類似の事案が発生し、本事業に従事することが困難な状況が生じた場合でも、国が撮像指示を行い必要な画像データの取得が実施できるよう処置を講じなければならない。」との記載があるが、具体的にどのような処置を想定されているのか。	事業者が勤務場所で従事することができない場合であっても、防衛省に設置する端末を通じて、撮像指示が行えるようにする等の処置を講じていただくことが考えられます。
142	1_業務要求水準書(案)	6	28	第1部－第8	戦争、暴動その他これらに類似の事案が発生した場合の業務等について、この条件が適用される具体的な状況や基準、また事業継続が物理的に不可能となった場合、不可抗力に該当すると判断される条件や免責条項について明確にご教示いただきたい。	適用される戦争、暴動その他これらに類似の事案の具体的な状況は、その時々状況を踏まえて判断されていくこととなりますが、No.141の回答のとおり、国が撮像指示を行い必要な画像データの取得が実施できる等の処置を講じていただくことを想定しています。不可抗力に該当すると判断する条件等については、入札公告においてお示しします。
143	1_業務要求水準書(案)	6	29	第1部－第8	「戦争、暴動等が発生しても、国の撮像指示に従い画像データを取得するよう処置を講じる」とあるが、衛星事業者は自衛隊法103条に定める事業者には該当しないため、努力目標であり、強制力のある従事命令等は発出されないとの認識で良いか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第1部 第8は、『本事業に従事することが困難な状況が生じた場合』における要求水準であり、その場合においてもNo.141の回答で示したような形で、国が撮像指示を行い必要な画像データの取得が実施できる等の処置を講じていただくことを想定しています。
144	1_業務要求水準書(案)	6	29	第1部－第8	「事業者は、戦争、暴動その他これらに類似の事案が発生し、本事業に従事することが困難な状況が生じた場合でも、国が画像指示を行い必要な画像データの取得が実施できるように処置をこうしなければならない」について努力義務との理解で正しいか。	No.143の回答をご参照ください。
145	1_業務要求水準書(案)	6	31	第1部－第8	「国が撮像指示を行い必要な画像データの取得が実施できるよう処置」とあるが、この場合の「処置」とは、具体的にどのような対応を事業者側に求めることを想定していますでしょうか。	No.141の回答をご参照ください。
146	1_業務要求水準書(案)	6	31	第1部－第8	出社困難な場合であっても、コンソール経由でタスキングを受けることができれば処置を講じているとみなされるでしょうか？	No.141の回答をご参照ください。
147	1_業務要求水準書(案)	7	20	第1部－第10	データの品質性能とサービス対価の支払いについて(検査) 防衛省の画像データ所要を満たした上で、民間需要に画像を販売した場合、防衛省訓令第27号に基づく「本事業の調達品等に係る監督及び検査」の範囲はどのようになるのか？衛星コンステレーションその他の物品器材すべてについて監督及び検査の範囲となるのでしょうか？	民間商用事業における衛星画像の販売については、調達品等に係る監督及び検査に関する訓令(昭和44年防衛庁訓令第27号)が適用されることはありません。
148	1_業務要求水準書(案)	7	27	第1部－第11－(1)	仕様書について、DIH-CG-13001 地上局(高速回線接続装置等)の仕様書は入札公告時にご教示いただけるという理解で良いか。	事業者のご要望を踏まえつつ、必要な情報は、契約締結後に提供します。
149	1_業務要求水準書(案)	7	32	第1部－第11－(1)	DIH-CG-13001は貸与いただけるのか。貸与手続きはどのようになるか。	No.148の回答をご参照ください。
150	1_業務要求水準書(案)	8	1	第2部	契約履行時に衛星の各要求事項に対する確認方法及びタイミングはどのようになるか。(設計書類の確認、打ち上げ後の軌道上試験による確認、など)	本事業は、あくまで国が求める画像データを取得できるサービスの提供を求めていることから、設計書類の確認や打ち上げ後の軌道上試験による確認を行うことは想定していません。ただし、提案どおりに事業が進捗しているか又は本事業衛星の要求水準を満たしているかといった点で、必要に応じて、確認を行うことは想定されます。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
151	1_業務要求水準書(案)	8	14	第2部－第1－1－1. 1－d	観測モードについて、SAR衛星の観測モードの名称は記載の名称と一致する必要はなく、「e. 観測幅又は観測領域」あるいは「f. 空間分解能」に記載の要求を満足するモードで要求水準を達成するという理解で良いか。	必ずしも観測モード名の記載の名称と一致している必要はありませんが、それぞれの観測モードでお示した要求水準を満たしていただく必要があります。
152	1_業務要求水準書(案)	8	17	第2部－第1－1－1. 1－d	SARの“連続的な観測”における観測長“イ”について、国内衛星事業者の現状スペックでは対応不可能である認識です。本要求を満たすに当たり、将来的に要求を満足する提案(例えば2030年から対応可能等)は可能でしょうか？	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 1.1.dの要求水準は、事業開始時点で満たしていただく必要があります。
153	1_業務要求水準書(案)	8	18	第2部－第1－1－1. 1－d	第2部－第1－1. 1. d.に定義されている“連続的な観測”による画像を納入する際、納入数量としてはどのように計算されますでしょうか？ 例えば“連続的な観測”により“オ”の10.1倍のシーンサイズに該当する画像を納入する場合は、納入数量としては何枚分とみなされますでしょうか？	連続的な観測における画像の観測距離に応じて、納入数量を複数枚として計算する考えですが、詳細は入札公告においてお示します。
154	1_業務要求水準書(案)	8	18	第2部－第1－1－1. 1－d	“連続的な観測”による撮像データについて、どの業務要求水準が対象となりますでしょうか。 例えば第2部－第1－5. 3. の画像取得時間や、第2部－第1－6のその他地上局(特にダウンリンク)に関する要求においては、撮像データサイズが要求の達成可否に大きく影響いたします。 上記を踏まえ、“連続的な観測”による撮像データの納入における業務要求水準の適用範囲を確認したい次第です。	連続的な観測については、当該観測に係る撮像指示に対する特定の撮像データ及び画像データが【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 5.3及び6の要求水準を満たすことを確認していくこととしています。
155	1_業務要求水準書(案)	9	3	第2部－第1－1－1. 2－a	軌道種別について、本項に記載されている軌道高度、基数及び傾斜角は再訪頻度を満たす目安であり、記載の高度、基数、傾斜角と完全に一致する必要がないという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
156	1_業務要求水準書(案)	9	7	第2部－第1－1－1. 2－b	撮像時刻について、「撮像できる条件において常時撮像を行えること。」とあるが、撮像動作の完了を保証する機能を組み込む意図はなく、“衛星の撮像シーケンスの完了が可能な機能を有する”ことで要求を満たすという理解で良いか。	本事業衛星が撮像可能となる条件下で常に撮影が行える状態にあることを意図しています。
157	1_業務要求水準書(案)	9	9	第2部－第1－1－1. 2－c	軌道保持について、「打上げ後の衛星は同一軌道を保持できることが望ましい。」とあるが、何らかの方法で軌道制御を試みる機能を具備していればよく、軌道制御性能および軌道誤差範囲の優劣は提案内容の優劣にはつながらないという理解で良いか。	優れた提案内容であれば、評価します。
158	1_業務要求水準書(案)	9	11	第2部－第1－1－1. 2－d	コンステレーションの軌道について、「本事業衛星は、2.で示す再訪頻度に偏りがでないよう可能な範囲で均一に間隔を空けて配置することとし、SAR衛星と光学衛星の割合はチを基準とすること。」とあるが、あくまで可能な範囲であり、「2.2 再訪頻度」の要求を満たしていれば評価に優劣がつかないという理解で良いか。	No.157の回答をご参照ください。
159	1_業務要求水準書(案)	9	12	第2部－第1－1－1. 2－d	コンステレーションの軌道について、本項目に記載の軌道は例であり、必ず満足しなければならない内容ではないという理解でよいか。	構築例としてお示ししているとおりです。
160	1_業務要求水準書(案)	9	12	第2部－第1－1－1. 2－d	コンステレーションの軌道について、本項目に記載の光学衛星とSAR衛星を同一軌道面に投入する目的をご教示いただきたい。	SAR衛星と光学衛星を同一軌道面に入れることで再訪頻度に偏りがなくなると想定し、構築例としてお示したものです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
161	1_業務要求水準書(案)	9	17	第2部－第1－2－2. 1 第2部－第1－2－2. 2	対象範囲とその範囲での再訪頻度が分けられているが、それぞれの対象範囲と再訪間隔はどのような目的を達成するために設定されているのかご教示いただきたい。	防衛省として重要と考える範囲に必要な再訪頻度として定義しております。
162	1_業務要求水準書(案)	9, 10	17	第2部－第1－2－2. 1 第2部－第1－2－2. 2 第2部－第1－3－3. 1	□の数字は含む(以上／以下)という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
163	1_業務要求水準書(案)	9	19	第2部－第1－2－2. 1	対象範囲について、入札可否の検討のため、再訪頻度の計算方法を具体的かつ明確にご教示いただきたい。(例:緯度毎に計算される再訪頻度に対して平均を取る、最高値・最小値を取る等)	SAR衛星と光学衛星の両方を含み、緯度毎を基準に【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 2.1の対象範囲の全ての地点において満たす平均的な再訪頻度をお示しています。
164	1_業務要求水準書(案)	9	21	第2部－第1－2－2. 1	業務要求水準書(案)にて規定されている再訪頻度評価の対象範囲1および範囲2では、日本国内における商用利用に資する領域が限定的である可能性が高い。本事業において要求される軌道に最適化して衛星コンステを構築した場合、本事業がPFI方式とされているにもかかわらず、対象範囲外の情報を効果的に商用利用することが難しい要求となっていると考えるが、この点について貴省はどのようにお考えになっているのかご教示いただきたい。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 2.1で規定する範囲1及び範囲2は、本事業の目的を踏まえ、防衛省が再訪頻度として設定する必要があると判断した範囲になります。一方、当該範囲1及び範囲2の再訪頻度を満たす範囲において、事業者の提案する軌道に本事業衛星を投入することとしていることに加え、防衛省の所要以外の機会では、民間商用事業として撮像し、民間需要に画像を販売することを可能としています。
165	1_業務要求水準書(案)	9	23	第2部－第1－2－2. 1	対象範囲外における撮像による画像データはアベイラビリティ未達によるペナルティの対象外とする理解でよろしいでしょうか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 2.2.1で規定する範囲1及び範囲2を除く地域における画像データの取得については、アベイラビリティの評価による減額等措置は考えていません。
166	1_業務要求水準書(案)	9	23	第2部－第1－2－2. 1	経度に関する範囲条件はありますでしょうか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 2.2の再訪頻度において、経度に関する範囲条件はありません。
167	1_業務要求水準書(案)	9	27, 28	第2部－第1－2－2. 2	再訪頻度について、範囲1の【ノ】、範囲2の【ヒ】を超える頻度を達成する場合には、要求未達とならないという理解でよいでしょうか。	範囲1の【ノ】、範囲2の【ヒ】よりも短い時間の頻度を達成する場合には、要求未達とはなりません。
168	1_業務要求水準書(案)	9	31	第2部－第1－2－2. 2	再訪頻度の定義について、「別紙1_再訪頻度の考え方について」に記載の定義で認識相違ございませんでしょうか？異なる場合、差異についてご説明願います。	今回提示した資料の別紙1には「再訪頻度の考え方」という資料はありません。
169	1_業務要求水準書(案)	10	10	第2部－第1－3－3. 2	「ただし、撮像優先度を保持する領域以外の撮像要求及び撮像指示があった場合は、この限りではない」とあるが、これはベストエフォートでの対応(観測機会が空いている場合)と理解してよいか。	ご理解のとおりです。
170	1_業務要求水準書(案)	10	18	第2部－第1－4－4. 1	「SAR衛星は、・・・、国からの要望に応じてルック数が選択できること。」とあるが、これはR8.4.1時点で選択可能な状態である必要があるか。	ご理解のとおりです。
171	1_業務要求水準書(案)	10	24	第2部－第1－4－4. 1-c	画像の1画素当たりのサイズについて、SAR衛星の観測モードの名称は記載の名称と一致する必要はなく、要求項目である画像の1画素当たりのサイズを満足するモードであればよいという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
172	1_業務要求水準書(案)	11	1	第2部－第1－4－4. 3	SAR衛星と光学衛星で対応すべき項目が異なるが、どちらの衛星でどの項目に対応すべきか。	SAR衛星又は光学衛星固有の特性によりメタデータとして提供できないものを除き、満たしていただくことを想定しています。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
173	1_業務要求水準書(案)	11	1	第2部－第1－4－4. 3	メタデータについて、記載されているメタデータの内容は構築する衛星コンステレーションを構成する衛星のうちいずれかのメタデータにて満たしていればよいという理解で良いか。	No.172の回答をご参照ください。
174	1_業務要求水準書(案)	12	3	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 1	段階的運用期間における簡易システムの導入前(令和8年4月1日～令和8年9月30日)について、専用端末の用意や撮像計画の作成に関する契約締結後から導入開始時期が短期間であるという認識であり、事前に検討する必要があると考えており接続要領や回線構成、ユーザー要望等の情報を明確にした上で構築を行っていくことが必要と理解しているが、当該情報及び本事項について導入開始時期を短期間でも対応可能と判断した理由をご教示いただきたい。	衛星コンステレーションは、本事業の要求水準を満たす既存の衛星を利用して構築することも可としており、令和8年4月1日から段階的運用期間として画像取得を行うため、当該期間からタスキングが実施できる端末が必要と考えています。また、整備期間が短期であることを考慮し、専用の端末は、画像取得に最低限必要な機能のみ要求しています。なお、システムの接続要領及び回線整備は、契約後速やかに実施できるよう進めてまいりたいと思います。
175	1_業務要求水準書(案)	12	5	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 1－a	段階的運用期間における簡易システムの導入期間(令和8年10月1日～令和10年3月30日)における撮像要求の作成支援について、入札可否の検討のため、専用端末の仕様をご教示いただきたい。(サイズやOS、デスクトップPCかノートPCか、処理速度等)	端末に求める仕様は下記の通りで考えています。 ・CPU性能 2.4GHz以上 ・コア数 16コア/CPU以上 ・メモリ容量 64GB以上 ・グラフィック NVIDIA RTX A4000又はNVIDIA RTX A4000相当以上、ビデオメモリ 16GB以上 ・画面サイズ 24.1型相当 ・デスクトップ型
176	1_業務要求水準書(案)	12	12	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 1－b	段階的運用期間における簡易システムの導入期間(令和8年10月1日～令和10年3月30日)における撮像計画の自動作成について、「撮像要求を踏まえた最適な撮像計画を立案し、国に通知する」とあるが、「最適」とは、解像度が最も高い衛星を割り当てることであるとの理解で良いか。	最適とは、例えば複数の撮像要求がある場合に全ての撮像要求の条件を満足した撮像計画が立案ができたり、防衛省が指定する撮像要求の条件を満足しつつ、防衛省が取得したい最も近いタイミングで取得できることを意味します。
177	1_業務要求水準書(案)	12	31	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 2－a	段階的運用期間における簡易システムの導入期間(令和8年4月1日～令和8年9月30日)における撮像要求の作成支援について、「撮像目標を地図上から選択する」とあるが、撮像目標についてどのような目標物を想定し、具体的な事前解析を実施する想定であるかをご教示いただきたい。	撮像目標を地図上から選択する機能において、事前解析等の業務は考慮していません。国が撮像したい位置を地図から選択できることを意図しています。
178	1_業務要求水準書(案)	13	1	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 2－b	段階的運用期間における簡易システムの導入期間(令和8年10月1日～令和10年3月30日)における撮像計画の自動作成について、「国から送付された緊急観測の撮像要求について、その他の撮像要求に対する国の優先順位等を踏まえ、最も早く撮像することが可能な衛星、当該衛星の性能、撮像時期及び簡易システムで自動的に立案した最適な緊急観測の撮像計画等を国に通知する」とあるが、具体的に撮像要求の入力から貴省へ撮像計画の通知までの所要時間はどの程度と想定しているかをご教示いただきたい。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2 1.3.2でお示したとおりです。
179	1_業務要求水準書(案)	13	2	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 2－b	段階的運用期間における簡易システムの導入期間(令和8年10月1日～令和10年3月30日)における撮像計画の自動作成について、「簡易システムで自動的に立案された最適な撮像計画を、簡易システムを通じて国に通知する」とあるが、「最適」とは、解像度が最も高い衛星を割り当てることであるとの理解で良いか。	No.176の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
180	1_業務要求水準書(案)	13	3	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 2－b	段階的運用期間における簡易システムの導入期間(令和8年10月1日～令和10年3月30日)における撮像計画の自動作成について、「国から送付された緊急観測の撮像要求について、その他の撮像要求に対する国の優先順位等を踏まえ、最も早く撮像することが可能な衛星、当該衛星の性能、撮像時期及び簡易システムで自動的に立案した最適な緊急観測の撮像計画等を国に通知する」とあるが、具体的に撮像要求の入力から貴省へ撮像計画の通知までの所要時間はどの程度と想定しているかをご教示いただきたい。	No.178の回答をご参照ください。
181	1_業務要求水準書(案)	13	4	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 2－b	段階的運用期間における簡易システムの導入期間(令和8年10月1日～令和10年3月30日)における撮像計画の自動作成について、「その他の撮像要求に対する国の優先順位等を踏まえ、」とあるが、本事業に関する優先撮像順位に関して、明確にご教示いただきたい。	国が取得したい撮像要求の順番になります。
182	1_業務要求水準書(案)	13	6	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 2－b	段階的運用期間における簡易システムの導入期間(令和8年10月1日～令和10年3月30日)における撮像計画の自動作成について、貴省において定常観測の撮像要求指示をする際に想定している具体的なパラメータや方法を明確にご教示いただきたい。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 5.1.2及び第2部 第2 1.3.1でお示ししたとおりです。
183	1_業務要求水準書(案)	13	14	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 2－d	段階的運用期間における簡易システムの導入期間(令和8年10月1日～令和10年3月30日)における撮像指示の受付及び実行について、貴省より撮像要求の変更があった場合、最適な撮像計画を立案して通知するまでに必要な時間を明確にご教示いただきたい。	No.178の回答をご参照ください。
184	1_業務要求水準書(案)	13	14	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 2－d	段階的運用期間における簡易システムの導入期間(令和8年10月1日～令和10年3月30日)における撮像指示の受付及び実行について、「撮像要求を踏まえた最適な撮像計画を立案し、国に通知する」とあるが、「最適」とは、解像度が最も高い衛星を割り当てることであるとの理解で良いか。	No.176の回答をご参照ください。
185	1_業務要求水準書(案)	13	22	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 3－a	本格的運用期間における統合運用システムの導入期間(令和10年3月31日～令和13年3月31日)における撮像要求の作成支援について、「当該端末に本事業衛星の最新の軌道情報を随時提供し、撮像目標を地図上から選択することを可能にする」とともに、撮像時期等を設定できるようにする。」とあるが、軌道情報の更新間隔はどの程度を想定しているかをご教示いただきたい。	本事業の趣旨を鑑み、事業者が提供できる最も短い期間で提供いただくことを想定しています。
186	1_業務要求水準書(案)	13	22	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 3－a	本格的運用期間における統合運用システムの導入期間(令和10年3月31日～令和13年3月31日)における撮像要求の作成支援について、「撮像目標を地図上から選択する」とあるが、撮像目標についてどのような目標物を想定し、具体的な事前解析を実施する想定であるかをご教示いただきたい。	No.177の回答をご参照ください。
187	1_業務要求水準書(案)	13	22	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 3－a	本格的運用期間における統合運用システムの導入期間(令和10年3月31日～令和13年3月31日)における撮像要求の作成支援について、入札可否の検討のため、専用端末の仕様をご教示いただきたい。(サイズやOS、デスクトップPCかノートPCか、処理速度等)	No.175の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
188	1_業務要求水準書(案)	13	22	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 3－a	本格的運用期間における統合運用システムの導入期間(令和10年3月31日～令和13年3月31日)における撮像要求の作成支援について、「当該端末に本事業衛星の最新の軌道情報を随時提供する」とあるが、具体的にどの程度の頻度で更新した衛星データを表示する必要があるのかを具体的にご教示いただきたい。	No.185の回答をご参照ください。
189	1_業務要求水準書(案)	13	27	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 3－b	本格的運用期間における統合運用システムの導入期間(令和10年3月31日～令和13年3月31日)における撮像計画の自動作成について、「統合運用システムで自動的に立案された最適な撮像計画を、統合運用システムを通じて国に通知する」とあるが、「最適」とは、解像度が最も高い衛星を割り当てることであるとの理解で良いか。	No.176の回答をご参照ください。
190	1_業務要求水準書(案)	13	27	第2部－第1－5－5. 1－5. 1. 3－b	本格的運用期間における統合運用システムの導入期間(令和10年3月31日～令和13年3月31日)における撮像計画の自動作成について、貴省から撮像要求の変更があった場合、最適な撮像計画を立案して通知するまでに必要な時間を明確にご教示いただきたい。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2 1.4.2でお示ししたとおりです。
191	1_業務要求水準書(案)	14	15	第2部－第1－5－5. 2－5. 2. 1－a	撮像から画像データの提供までの間の要領等について、国が認知できる形で簡易システム端末に通知する方法について、専用端末上に取得結果表示を行うことで要求水準を満たすと理解で良いか。	国が認知できる形で端末上に画像取得結果の表示を行っていただくことを想定しています。
192	1_業務要求水準書(案)	14	16	第2部－第1－5－5. 2－5. 2. 1－b	撮像から画像データの提供までの間の要領等における画像提供方法について、画像提供方法DIH-CG-13001の具体的なインタフェース情報をご教示いただきたい。	No.148の回答をご参照ください。
193	1_業務要求水準書(案)	14	19	第2部－第1－5－5. 2－5. 2. 1－b	段階的運用期間における簡易システムの導入前(令和8年4月1日～令和8年9月30日)における画像提供方法について、画像データ転送装置との接続要領についてはどのように示される予定かを明確にご教示いただきたい。	No.148の回答をご参照ください。
194	1_業務要求水準書(案)	15	11	第2部－第1－5－5. 3	平均値算出の対象期間はどの程度か。(1年、4半期、1ヶ月、など)	活動報告書においては、四半期ごとに報告いただき、最終的に1年間で評価していく考えです。
195	1_業務要求水準書(案)	15	16	第2部－第1－5－5. 3	「最短の場合において、平均C以内」の定義について確認したい。納入数の半数の画像取得時間平均値のうち、最短となる条件での平均値という理解で良いか。(具体例:100枚の画像を納入した場合、その100枚の画像を画像取得時間の短い順に並べ、最も画像取得時間が短い画像から、50番目に画像取得時間が短い画像までの50枚の画像取得時間の平均のこと) (5.3.2項のF, 5.3.3項のIも同様)	ご理解のとおりです。
196	1_業務要求水準書(案)	15	16	第2部－第1－5－5. 3－5. 3. 1	飯岡局を利用した場合の画像取得時間について、飯岡局を利用する際は官側施設での所要時間等、民間側で担保できない性能が係ることから、パフォーマンス評価の対象外としていただけますでしょうか。	飯岡地上局から事業者に対して速やかに画像データが伝送される前提ですが、速やかに伝送されない場合はパフォーマンス評価の対象外とすることを想定しています。
197	1_業務要求水準書(案)	15	16	第2部－第1－5－5. 3－5. 3. 1	段階的運用期間における簡易システムの導入前(令和8年4月1日～令和8年9月30日)における画像取得時間について、画像取得時間で得られた画像データの半数の画像取得時間の平均値を算出する際、半数の抜き取り方法を具体的かつ明確にご教示いただきたい。	No.195の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
198	1_業務要求水準書(案)	15	16	第2部－第1－5－5. 3－5. 3. 1	「画像データの半数の画像取得時間は、最短の場合において、平均〇以内を達成するものとする」との記述が複数があるが、これは画像取得時間が短い順に並べて上位50%の平均時間が〇以内を達成するという理解で良いか	No.195の回答をご参照ください。
199	1_業務要求水準書(案)	15	17	第2部－第1－5－5. 3－5. 3. 1	段階的運用期間における簡易システムの導入前(令和8年4月1日～令和8年9月30日)における画像取得時間について、「画像取得時間で得られた画像データの半数の画像取得時間は、最短の場合において、平均〇以内を達成するものとする。」とあるが、当該「最短」とはどのような条件下にていくつか計算を行った中での最短という理解で良いか。また、計算方法を含めて明確にご教示いただきたい。	No.195の回答をご参照ください。
200	1_業務要求水準書(案)	15	31	第2部－第1－5－5. 3－5. 3. 3	飯岡局を利用した場合の画像取得時間について、飯岡局を利用する際は官側施設での所要時間等、民間側で担保できない性能に係ることから、パフォーマンス評価の対象外としていただけますでしょうか。	No.196の回答をご参照ください。
201	1_業務要求水準書(案)	15	35	第2部－第1－5－5. 3－5. 3. 3	「最短の場合において、平均〇以内」の定義について確認したい。納入数の半数の画像取得時間平均値のうち、最短となる条件での平均値という理解で良いか。(具体例:100枚の画像を納入した場合、その100枚の画像を画像取得時間の短い順に並べ、最も画像取得時間が短い画像から、50番目に画像取得時間が短い画像までの50枚の画像取得時間の平均のこと) (5.3.2項のF, 5.3.3項のIも同様)	No.195の回答をご参照ください。
202	1_業務要求水準書(案)	16, 17, 18	6	第2部－第1－6	平均値算出の対象期間はどの程度か。(1年、4半期、1ヶ月、など)	No.194の回答をご参照ください。
203	1_業務要求水準書(案)	16	10	第2部－第1－6	6. その他地上局に関する要求水準で「その他地上局は令和10年3月30日までに借上げること」とあるがこれは1局全てを本事業のために借上げを意味しているか。それとも時間単位での利用権の取得も含むか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 6にお示しする要求水準を満たす範囲において、事業者の提案によります。
204	1_業務要求水準書(案)	16	10	第2部－第1－6	その他地上局の借上げについて、以降に記載されている第2部-第1-6 6.1、6. 2、6. 3の要求を満たせるよう、その他地上局にて運用可能なエリアを通過するバスを全て借上げるとの認識でよいかが教示頂きたい。	No.203の回答をご参照ください。
205	1_業務要求水準書(案)	16	10	第2部－第1－6	日本国以外のその他地上局に対し、要求する情報セキュリティ管理レベルをご教示頂きたい。	No.128の回答をご参照ください。
206	1_業務要求水準書(案)	16	12	第2部－第1－6	その他地上局に関する要求水準について、「安定的に活用できる国・地域であることなども考慮して活用することとし、具体的な場所については国と協議を行うこと」とあるが、地上局申請を行う期間を考慮すると既に使用可能な国、地域をある程度想定しているのかを検討に必要な活用可能な国をご教示いただきたい。	事業者の提案を踏まえつつ、協議してまいります。
207	1_業務要求水準書(案)	16	12	第2部－第1－6	「ただし、その他地上局については、安定的に活用できる国・地域であることなども考慮して活用することとし、具体的な場所については国と協議を行うこと。」とあるが、現時点での設置不可等指針があれば事前に把握をしたい。	No.206の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
208	1_業務要求水準書(案)	16	23	第2部－第1－6－6. 1－a	「地上局を借上げる」というのは、地上局の全キャパシティを購入するという意味ではなく、当該地上局の利用契約(借上げではなく一部利用)を締結すればよいという認識でよろしいでしょうか？	No.203の回答をご参照ください。
209	1_業務要求水準書(案)	16	31	第2部－第1－6－6. 1－b	対象範囲外における撮像を含む要求となりますでしょうか。	対象領域内における撮像に対する要求です。
210	1_業務要求水準書(案)	16	31	第2部－第1－6－6. 1－b	アップリンク地上局に対する要求において「国からの撮像指示を〇〇前までに受付可能なその他地上局を借上げる」と記載があります。上記は“地上局が実際に撮像指示コマンドのアップリンクを開始してから衛星が撮像を開始するまでの時間”に対する要求である理解で正しいでしょうか。 本要求が、“地上局が撮像指示コマンドを受け付けてから撮像までの時間”に対する要求である場合、当該要求は一般的な商用サービスの契約条件の下ではすべからず未達となる可能性がございます。なぜなら、商用地上局事業者のサービスでは、地上局から衛星にコマンドアップリンクを実施するよりも数時間前までにコマンドを地上局に送信する契約条件が一般的であるためです。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 6にお示しているとおり、国からの撮像指示を撮像開始の〇前まで受付可能なその他受信局を活用していただくことを想定したものととなります。
211	1_業務要求水準書(案)	17	1	第2部－第1－6－6. 1－b	「地上局を借上げる。」とあるが、使用されていない時間を民間商業利用に充当することは問題ないのか。	ご理解のとおりです。
212	1_業務要求水準書(案)	18	24	第2部－第1－7－7. 1	使用するロケットについて、「打上げロケットは、価格、信頼性、打上げ時期等を総合的に勘案し、国内外のロケットから事業者自らが選定すること。」としており、海外のロケットを事業者が選定することを可能としている。一方、資料「0_実施方針」では本事業衛星を原則国産衛星としている。本事業で使用する衛星については「国内製」に拘る傍ら、ロケットは海外製を認める違いの明確な理由をご教示いただきたい。	No.2の回答をご参照ください。その上で、令和9年度末までに本格的運用を開始するためには、早期に多くの衛星の打上げが必要となることが想定され、価格、信頼性、打上げ時期等を総合的に勘案して事業者に適切な打上げロケットの確保に努めていただくことになると考えています。
213	1_業務要求水準書(案)	18	29	第2部－第1－8－8. 1	項番のタイトルに「本事業衛星の運用に関する要求」とありますが、第2部－第1－8. 8に記載されている「専用地上施設の運用・維持管理計画」など、「専用地上施設運用等業務」に関する要求が複数記載されています。これらの要求は、「専用地上施設運用等業務」に関する要求との理解で合っていますでしょうか。	画像データの取得を行うための専用地上施設運用等業務であるため、本事業衛星の運用に必要な事項を一覧性をもって記載したものです。仮に、事業者等において専用地上施設運用等業務として実施するのであれば、事業者の提案によります。
214	1_業務要求水準書(案)	18	32	第2部－第1－8－8. 1	本事業衛星の運用に関する要求水準について、「画像化処理」という記載があるが、必要最低限の処理について具体的かつ明確にご教示いただきたい。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 4.1aにおいてお示したとおりです。
215	1_業務要求水準書(案)	19	7	第2部－第1－8－8. 3	外国のプロバイダーが日本で衛星を登録し、令和9年度に完全に準備が整った衛星コンステレーションでシャッターの優先権を保証できたら、防衛省 にとって有益でしょうか？ さらに、これらの衛星が日本で製造されれば、このプログラムの目的と要望に合致するでしょうか？	本事業においては、防衛省が撮像優先権を確保するため、衛星は主として日本国内で設計・開発、製造及び所有し並びに管理するものを利用することとしています。また、要件として設定した趣旨については、No.2の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
216	1_業務要求水準書(案)	19	7	第2部－第1－8－8. 3	政府が要求する数よりも少ない衛星数で、政府が要求する画像の数を提供できれば、それは政府要求の立場を改善することになるでしょうか？ プログラム開始当初から外国の技術を取り入れることで、国内技術の発展が加速され则认为ていますが、これは国側にコスト削減、パフォーマンス向上につながると思いますが、政府側はこのメリットを評価されますか？	前段については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」において、要求数量のみならず、再訪頻度等、様々な要求水準を設けているため、これらを達成していただく必要があります。 後段については、No.2の回答をご参照ください。
217	1_業務要求水準書(案)	19	9	第2部－第1－8－8. 3	本事業衛星について、「一方、本事業衛星のみでは国の所要を満たす本事業衛星によるコンステレーションの整備が困難となる事象が生じ、国が認めた場合においては、本事業衛星以外の衛星(海外衛星を含む。以下「その他衛星」という。)の利用を認める。」とあるが、海外衛星の利用を認めるとは、実施方針では賃貸借等とされていたがデータ購入契約による画像調達を含むという理解で良いか。	No.22の回答をご参照ください。その上で、本事業衛星以外の衛星の利用については、本事業衛星のみでは国の所要を満たす本事業衛星によるコンステレーションの整備が困難となる事象が生じ、国が認めた場合においては、本事業衛星以外の衛星の利用を認めるものであり、この場合においては購入契約による画像データの提供も可能とする考えです。
218	1_業務要求水準書(案)	19	11	第2部－第1－8－8. 3	「本事業衛星のみでは国の所要を満たす本事業衛星によるコンステレーションの整備が困難となる事象が生じ、国が認めた場合」には、その他衛星の利用を認めるとありますが、国が認めた場合とは、具体的にどのような場合になるのか。後記(1)、(2)に記載されている場合(その他衛星を使用するしか手段がないと国が認めた場合)のみを想定しているという理解で良いか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 8.3(1)及び(2)でお示したとおりです。
219	1_業務要求水準書(案)	19	14	第2部－第1－8－8. 3	「以下に記載されている事項以外の要求水準」とあるが、対象の要求水準項目を明確にいただけますでしょうか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 8.3でお示した要求水準を除き、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1でお示した要求水準を指します。
220	1_業務要求水準書(案)	19	14	第2部－第1－8－8. 3	「以下に記載されている事項以外の要求水準」とあるが、対象の要求水準項目を明確にいただけますでしょうか。	No.219の回答をご参照ください。
221	1_業務要求水準書(案)	19	19	第2部－第1－8－8. 3－(1)	「撮像優先度80%以上」とあるが、どのような定義か。受けた要求の80%以上が受け付けられれば良いという理解か。	対象領域にかかる国の撮像指示に対して撮像できた割合が80%以上であることを意味しています。
222	1_業務要求水準書(案)	20	7	第2部－第1－8－8. 3－(2) －a	“令和9年度及び令和10年度の時点において”本事業衛星の基数が満足すべき基数が記載されているが、上記本事業衛星の基数要求については、「令和10年度末=令和11年3月末時点」で満足していれば良い、という理解でよいか。	本格的運用期間において、本事業衛星によるコンステレーションの整備が困難となる事象が生じ、国が認めた場合において、本事業衛星以外の衛星を利用することができるものであり、令和10年3月31日時点において、本事業衛星により満たすべき機数を下回らないようしていただくこととなります。
223	1_業務要求水準書(案)	20	11	第2部－第1－8－8. 3－(2) －b	令和10年以降は本事業生成の不具合等による場合にのみその他衛星の使用が認められることから、令和10年には国産衛星のみで要求水準を満たす計画が原則とされているという理解で良いか。	本事業衛星は、国産衛星によりコンステレーションを整備していただくものです。
224	1_業務要求水準書(案)	20	15	第2部－第1－8－8. 3－(2) －b	その他衛星活用時の要求水準として「撮像優先度:80%以上」とされているが、実施方針第1－1－(4)事業目的等に記載の本事業の趣旨を鑑みると、その他衛星活用時の撮像優先度も本事業衛星と同様に100%であるべきではないかと認められる。この点について、その他衛星活用時の要求水準を100%と設定しなかった趣旨、および撮像優先度を80%と算定された根拠について、貴省におかれては具体的にご教示いただきたい。	本事業衛星以外の衛星を活用するに当たり、現実的な撮像優先度を設定しました。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
225	1_業務要求水準書(案)	20	19	第2部－第1－8－8. 3－(2)－b	「この際、本事業衛星の機数が、本事業衛星によるコンステレーションに必要となる総機数の80%を下回らないこと」とありますが、ここでいう必要となる総機数というのは、業務要求水準を満たす限りにおいては、事業者が任意に設定する機数という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、提案時の総機数が前提となります。
226	1_業務要求水準書(案)	20	25	第2部－第1－8－8. 4	納品枚数として最低限満たすべき枚数はあるか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」にお示ししている枚数は、国が撮像要求する最低限満たすべき枚数となり、要求枚数と同等の撮像要求を行う想定です。
227	1_業務要求水準書(案)	20	25	第2部－第1－8－8. 4	要求数量が上限を超える場合はありえるか(有事の際の緊急撮像が多発した場合などを想定)。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」に規定した要求数量は、本契約における上限となる画像の枚数をお示したものです。
228	1_業務要求水準書(案)	20	25	第2部－第1－8－8. 4	ある年度で要求水量を満たせなかった場合に、翌年度以降で不足分を補填することは可能か。	翌年度以降で不足分を補填することは想定していません。
229	1_業務要求水準書(案)	20	32	第2部－第1－8－8. 5	人員体制含む実施体制は提案主体全体での整備が必要であり、再委託先夫々が全ての要件を充足することは求められないとの理解ですがよろしいでしょうか。	事業者に対して求められているものです。
230	1_業務要求水準書(案)	21	1	第2部－第1－8－8. 5	人員体制含む実施体制は提案主体全体での整備が必要であり、再委託先夫々が全ての要件を充足することは求められないとの理解ですがよろしいでしょうか。	No.229の回答をご参照ください。
231	1_業務要求水準書(案)	21	1	第2部－第1－8－8. 5	実施体制について、「事業者は、本事業の実施に当たって、次の体制を確保～」とあるが、以降に記載されている各項目の要件それぞれについて、代表企業、構成企業、協力企業全体の体制の中で複数社で満たせば良いという理解で良いか。	基本的に、事業者全体の体制として確保することを求めるものですが、業務従事者に求められる要件はすべての者に求めるものとなります。
232	1_業務要求水準書(案)	21	23	第2部－第1－8－8. 5	衛星事業者は対象外という理解でよろしいでしょうか？もし対象の場合、当該拠点に社員が常駐する必要がありますでしょうか？	No.231の回答をご参照ください。
233	1_業務要求水準書(案)	21	31	第2部－第1－8－8. 6－a	納入不能時の通知における衛星や地上局施設等の障害による場合について、「なお、それぞれ別の手段により国に画像データを提供できるように処置を執るものとする。」とあるが、当該状況の発生時において、要求水準をすべて満たす必要はない認識であるという理解で良いか。	要求水準を満たしていただくことが前提ですが、発生した事象やその要因等も踏まえ、国と協議していくこととなります。
234	1_業務要求水準書(案)	21	31	第2部－第1－8－8. 6－a	(P21)8. 6 納入不能時の通知 ・3項目に「なお、それぞれ別の手段により国に画像データを提供できるように処置を執るものとする。」とある。仮に、画像データの取得源が、防衛省が画像取得の優先権を有する国産衛星ではできない場合は、外国の衛星データの入手による処置も可能でしょうか？	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 8.3の条件に満たす場合は、本事業衛星以外の衛星の利用は可能です。
235	1_業務要求水準書(案)	21	31	第2部－第1－8－8. 6－a	(P21)8. 6 納入不能時の通知 ・3項目に「なお、それぞれ別の手段により国に画像データを提供できるように処置を執るものとする。」とある。 それぞれ別の手段とは、どのような手段でしょうか？	本事業衛星以外の衛星の利用や統合運用システムの従系の使用等が考えられます。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
236	1_業務要求水準書(案)	21	31	第2部－第1－8－8. 6－a	(P21) 8. 6 納入不能時の通知 ・3項目に「なお、それぞれ別の手段により国に画像データを提供できるように処置を執るものとする。」とある。 「国に画像データを提供できるように処置を執るものとする。」とあるが、画像データを取得し提供できるように措置をとる場合、画像データの取得源は、防衛省が画像取得の優先権を有する国産衛星によるものでしょうか？	本事業衛星は国産衛星が原則ですが、No.234の回答をご参照ください。
237	1_業務要求水準書(案)	22	3	第2部－第1－8－8. 7	品質確認の対象範囲、内容及び頻度は事業者側にて定めてよいのか。	ご理解のとおりです。
238	1_業務要求水準書(案)	23	19	第2部－第1－8－8. 11－b	「事業者は、国が本事業により取得した撮像データ及び画像データについて、国が許可した場合を除き、事業者のホームページ等で公開及び商用販売をしないものとする。国が許可した場合でも国の要求で撮像したデータであることを秘匿するものとする。」との記載があるが、どのようなケースで許可が認められるか。	No.38の回答をご参照ください。
239	1_業務要求水準書(案)	23	24	第2部－第1－8－8. 11－b	画像データの使用許諾権を提供する先は国(同文書の定義に従い防衛省)のみという理解で正しいでしょうか？他の府省庁を含め、政府内で一定程度共有される場合、その範囲又は本項目における「国」の定義をお示しください。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第1部 第1において、『防衛省(以下「国」という。)」としています。
240	1_業務要求水準書(案)	23	29	第2部－第1－8－8. 11－b	事業者が国に提供した撮像データ及び画像データの使用許諾権以外の権利は、事業者(構成企業、協力企業等を含む。)に帰属するという理解で良いか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 8.11にお示したとおりです。
241	1_業務要求水準書(案)	23	29	第2部－第1－8－8. 11－b	画像データの利用範囲及び権利について、「事業者は、国が本事業により取得した撮像データ及び画像データについて、国が許可した場合を除き、事業者のホームページ等で公開及び商用販売をしないものとする。」とされている。この記述から、国が許可した場合には本事業により取得した画像の民間商用販売が可能であると読み取れる。一方で、サービス対価の算定及び支払い方法4では「民間商用事業では、本事業において防衛省が取得した衛星画像(アーカイブ含む。)を販売等することは認めない」とあるが、一切販売が認められないようにも読み取れる。この点について、本事業において貴省が取得した衛星画像(アーカイブ含む。)の民間商用販売の可否およびその条件に関して具体的にご教示いただきたい。	基本的には、国が本事業により取得した撮像データ及び画像データを公開及び販売しないものとしていますが、国が許可した場合は、民間商用事業として販売することは可能とする考えです。
242	1_業務要求水準書(案)	24	18	第2部－第2－1－1. 1	「別に示す仕様」は、いつどのような形で提供される予定でしょうか。	契約締結後に、関連資料を提供いたします。
243	1_業務要求水準書(案)	24	18	第2部－第2－1－1. 1	「別に示す仕様」は、いつどのような形で示される予定でしょうか。	No.242の回答をご参照ください。
244	1_業務要求水準書(案)	24	21	第2部－第2－1－1. 1	「c) 部外通信回線は光専用回線とし」部外の範囲はどこか。海外を含む地上局から統合運用システム及び簡易システム間の接続を含むか。	No.115の回答をご参照ください。
245	1_業務要求水準書(案)	24	21	第2部－第2－1－1. 1	専用地上施設運用等業務の撮像指示・画像表示端末の準備について、「c) 部外通信回線は光専用回線とし、回線の秘匿処置を施すものとする。また、回線秘匿のためのVPN装置等やネットワークスイッチ等の専用回線構成に必要な器材を提供し、国に設置する端末と統合運用システム等の間の通信に対し、秘匿暗号をかけるものとする。」とあるが、c) 部外通信回線の光専用回線について適用範囲をご教示いただきたい。	No.115の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
246	1_業務要求水準書(案)	26	1	第2部－第2－1－1. 2－1. 2. 1－d	専用の端末に求める機能における撮像実績の管理に係る機能について、「撮像要求、撮像指示及び撮像実績を保存する機能」とあるが、どのくらいの期間保管する機能を有することを想定しているかをご教示いただきたい。	年度活動報告書の提出・確認もあるため、事業期間中は保存できることを想定しています。
247	1_業務要求水準書(案)	26	11	第2部－第2－1－1. 3－1. 3. 1－a	「地点又はエリア(矩形若しくは多角形)を指定できること。」とあるが、地点又はエリアのどちらか一方が指定できれば問題ないでしょうか。	地点による指定と、エリアによる指定の両方でき、エリアによる指定は、矩形又は多角形による指定ができることが必要となります。
248	1_業務要求水準書(案)	26	19	第2部－第2－1－1. 3－1. 3. 1－a	「地点又はエリア(矩形若しくは多角形)を指定できること。」とあるが、撮像要求毎に地点又はエリア(矩形若しくは多角形)のどちらか一方が指定できる、という理解でよいでしょうか。	No.247の回答をご参照ください。
249	1_業務要求水準書(案)	26	21	第2部－第2－1－1. 3－1. 3. 1－a	専用の端末に求める機能における撮像実績の管理に係る機能について、「入力した撮像目標」とあるが、撮像位置入力のことを指しているという理解で良いか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2 1.3.1の『簡易システムに求める機能』についてのご質問と理解します。その上で、地点又はエリアを指定した座標を指します。
250	1_業務要求水準書(案)	26	28	第2部－第2－1－1. 3－1. 3. 1－b	専用の端末に求める機能における撮像実績の管理に係る機能について、「撮像計画の事前確認を行う機能」とあるが、これはシミュレーションと撮像計画の何を確認するのかを具体的かつ明確にご教示いただきたい。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2 1.3.1の『簡易システムに求める機能』についてのご質問と理解します。その上で、国からの撮像要求を基にして、観測機会のシミュレーションを実施し、その結果を国が事前に撮像計画の適正性を確認するものとなります。
251	1_業務要求水準書(案)	27	6	第2部－第2－1－1. 3－1. 3. 1－c	画像取得・表示に係る機能について、簡易のシステムにて求められている船舶等の自動検出等機能の新規開発には時間を要するため、令和8年10月から導入は現実的ではないと考えられるが、当該要求が可能と判断された根拠について具体的にご教示いただきたい。	統合運用システムの代用となる簡易システムの段階から、本事業において必要なものとして、画像データから洋上の船舶などを自動で検出等する機能を求めたものとなります。
252	1_業務要求水準書(案)	27	8	第2部－第2－1－1. 3－1. 3. 1－c	専用の端末に求める機能における画像取得・表示に係る機能について、船舶等の位置、針路及び速力に関して「単一画像から自動算出する機能についてすべての撮像データが算出できるわけではない」という認識で良いか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2 1.3.1の『簡易システムに求める機能』についてのご質問と理解します。その上で、画像に船舶等の移動対象物が映っている場合は、単一画像から船舶等の位置、針路及び速力を自動算出する機能を備えていただく考えです。
253	1_業務要求水準書(案)	27	10	第2部－第2－1－1. 3－1. 3. 1－c	専用の端末に求める機能における画像取得・表示に係る機能について、船舶等の予想位置計算を同時に行うことが求められる具体的な船舶数をご教示いただきたい。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2 1.3.1の『簡易システムに求める機能』についてのご質問と理解します。その上で、画像に船舶等の移動対象物が映っている場合は、全ての船舶等について予想位置を計算することを想定しています。
254	1_業務要求水準書(案)	27	16	第2部－第2－1－1. 3－1. 3. 1－d	専用の端末に求める機能における撮像実績の管理に係る機能について、「簡易システムで撮像明細書を管理し、国と共有できる機能を有すること」とあるが、撮像明細書の定義について明確にご教示いただきたい。また、共有できる機能に関しては、端末にてデータが確認できて出力可能であれば問題ないという理解で良いか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2 1.3.1の『簡易システムに求める機能』についてのご質問と理解します。その上で、前段は、【資料-1】「業務要求水準書(案)」別紙1においてお示ししているとおりです。後段は、ご理解のとおりです。
255	1_業務要求水準書(案)	27	18	第2部－第2－1－1. 3－1. 3. 1－e	専用の端末に求める機能における撮像実績の管理に係る機能について、入札可否の検討のためその他の機能として必要とされているコミュニケーションソフトとは誰と誰が、どのような情報をやり取りするイメージなのかを具体的かつ明確にご教示いただきたい。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2 1.3.1の『簡易システムに求める機能』についてのご質問と理解します。国と事業者及び国に設置した端末同士が撮像計画などについてメールやチャットなどでやり取りできることを想定しています。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
256	1_業務要求水準書(案)	28	3	第2部－第2－1－1. 4－1. 4. 1－a	AIS情報は官側から支給いただく前提で問題ないでしょうか。	AISによって得られる情報等は、事業者側で用意することとなります。
257	1_業務要求水準書(案)	28	9	第2部－第2－1－1. 4－1. 4. 1－a	AIS情報は官側から支給いただく前提で問題ないでしょうか。	No.256の回答をご参照ください。
258	1_業務要求水準書(案)	28	9	第2部－第2－1－1. 4－1. 4. 1－a	統合運用システムに求める機能における画像取得・表示に係る機能について、入札可否の検討のため、AIS等の画像データはどのようにシステム内に取り込む想定かを明確にご教示いただきたい。	統合運用システムです。
259	1_業務要求水準書(案)	28	11	第2部－第2－1－1. 4－1. 4. 1－a	統合運用システムに求める機能における画像取得・表示に係る機能について、「指定された時間の船舶等の予想位置を基に撮像要求の作成を支援できる機能を有すること」があるが、あくまでもシステム側では撮像要求条件を自動作成し、それをユーザー側で承認してシステムへ入力していく流れの認識で良いか。	撮像要求の条件等を国が検討する際の情報として、予想位置を端末上に表示できる機能を想定しており、国がそれらの内容を踏まえ撮像要求することとなります。
260	1_業務要求水準書(案)	29	3	第2部－第2－1－1. 6	飯岡地上局の運用計画は、専用地上局と同じI/Fあるいは同等のI/Fを準備いただける認識で良いでしょうか。	専用地上局の構成は事業者の提案に委ねるところ、現時点で専用地上局と同じI/Fあるいは同等のI/Fを提供できるかは一概にお答えすることは難しいですが、官民で協議してまいりたいと考えています。
261	1_業務要求水準書(案)	29	3	第2部－第2－1－1. 6	飯岡地上局の運用計画は、専用地上局と同じI/Fあるいは同等のI/Fを準備いただける認識で良いか。	No.260の回答をご参照ください。
262	1_業務要求水準書(案)	29	3	第2部－第2－1－1. 6	飯岡地上局の利用に関する要求水準について、飯岡地上局の利用に必要な情報を契約締結後に開示して頂けるという認識で問題ないか。また、飯岡局との連携方法についてどのような方法で実施すること想定しているかをご教示いただきたい。	前段については、飯岡地上局の利用に必要な情報は、契約締結後に提供いたします。後段については、統合運用システムと市ヶ谷地上システムを通信回線で接続し、市ヶ谷地上システムを経由して飯岡地上局と連携する想定です。
263	1_業務要求水準書(案)	29	19	第2部－第2－1－1. 6－b	飯岡地上局の利用要領について、運用センターに求められる要件に関する具体的な検討状況や内容をご教示いただきたい。	飯岡地上局の整備及び維持管理は、防衛省が実施する業務であり、専用地上局の運用センターに求める要件はありません。
264	1_業務要求水準書(案)	30	34	第2部－第2－2－2. 1－b	専用地上局の稼働率は、構成設備の設計段階の故障率の理論値を積み上げたものとの理解でよろしいでしょうか。	実際の運用で防衛省が求める稼働率を記載しています。
265	1_業務要求水準書(案)	31	15	第2部－第2－4	画像データの処理に関して要求を満足する限り、クラウドサービスの利用は可能と判断して良いか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第2.4.2の水準を満たすことを前提に、事業者の提案によります。
266	1_業務要求水準書(案)	31	27	第2部－第2－4－4. 2	情報の保全等について、情報セキュリティ通達の別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」付紙「装備品等および役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステムセキュリティ実施要領」の第3 3項(2)に記載のあるとおり、使用する暗号は電子政府推奨暗号を使用するという理解で良いか。	事業者で取り扱われる保護すべき情報の保全のため必要な措置について、保護すべきデータの暗号化は、情報セキュリティ通達の別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」付紙「装備品等および役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステムセキュリティ実施要領」の第4 3項(2)に記載のあるとおり、使用する暗号は電子政府推奨暗号を考えています。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
267	1_業務要求水準書(案)	31	27	第2部－第2－4－4. 2	情報の保全等について、情報セキュリティ通達の別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」付紙「装備品等および役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステムセキュリティ実施要領」の第10 1項(2)に記載されている専門的な外部機関の具体的な指定があるか。指定がある場合には、具体的な指定をご教示いただきたい。	脆弱性情報等セキュリティに係る注意喚起及び助言等の情報を発信する、情報セキュリティに係る専門的な外部機関について、防衛省からの指定はございません。
268	1_業務要求水準書(案)	32	29	第2部－第2－4－4. 2	情報の保全等について、NIST SP 800等の各項目に対する、対策案等を提示する形で問題ないか。また、指定フォーマット等がある場合は、記載内容の概要などをご教示いただきたい。	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)を踏まえた措置や事業者としての履行体制等について確認できる書類を提出していただくことを考えており、書式は任意様式です。
269	1_業務要求水準書(案)	33	15	第2部－第2－4－4. 2	情報の保全等について、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について」は構成員、協力企業に対して適用されるという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
270	1_業務要求水準書(案)	33	15	第2部－第2－4－4. 2	情報の保全等について、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について」の別添「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」第2条に届け出る内容として情報セキュリティに係る資格や情報システムに関する代表的な契約実績とあるが、資格や実績があることが業務に従事できることの条件ではないという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
271	1_業務要求水準書(案)	38	12	別紙3	「次期事業に向けた引き継ぎ書」には何を記載するのか。	次期事業に向け、本事業で得た知見や課題等を引き継ぎ書として作成いただくことを想定しております。
272	1_業務要求水準書(案)	38	－	別紙3	事業者が特別目的会社を組成しない場合の提出書類は、どのようなものか。	本事業の遂行のみを目的とした会社法に定められる株式会社を設立しない場合も基本的には同様の提出書類を求める想定ですが、入札公告においてお示しします。
273	1_業務要求水準書(案)	39	2	別紙4	用語「国産衛星」の説明に、「日本国法人が、主として日本国内で衛星を設計・開発、製造及び所有し並びに管理する衛星をいう。」とありますが、「主として」とは具体的には何を意味しておりますでしょうか。	「主として」は、全体の中で大きな割合を占めるさまを表したものです。
274	1_業務要求水準書(案)	41	14	別紙4	「撮像指示に対して撮像できた割合を撮像優先度という」とされておりますが、業務要求水準書において「撮像優先度」が用いられている文脈からすれば、同用語は成功割合を指すものではなく、撮像優先権が確保されている割合を指すものとして定義されるべきでしょうか(現状の定義内容は、資料－Ⅱ サービス対価の算定及び支払方法(案)における「撮像達成率」に相当するものと思料いたします。)。仮に撮像指示に対して撮像できない事象が生じた場合に、パフォーマンス評価による減額等措置がとられることとは別に、そのことのみをもって直ちに業務要求水準書第2部第1の3.2の水準未達ひいては事業契約上の解除事由を構成することとはならない建付けとすべきと考えます。	用語は整理をした上で、入札公告においてお示ししますが、撮像優先権が確保されていることを前提に、撮像優先度は、撮像実績をもって評価することとしています。ただし、撮像優先度に関しては個々の撮影で満たしていないことをもって直ちに事業契約上の解除事由に該当するものとは考えていません。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
275	1_業務要求水準書(案)	41	34	別紙4	「撮像指示に対して撮像できた割合を撮像優先度という」とされておりませんが、業務要求水準書において「撮像優先度」が用いられている文脈からすれば、同用語は成功割合を指すものではなく、撮像優先権が確保されている割合を指すものとして定義されるべきでしょうか(現状の定義内容は、資料-Ⅱ サービス対価の算定及び支払方法(案)における「撮像達成率」に相当するものと思料いたします。)。仮に撮像指示に対して撮像できない事象が生じた場合に、パフォーマンス評価による減額等措置がとられることとは別に、そのことのみをもって直ちに業務要求水準書第2部第1の3.2の水準未達ひいては事業契約上の解除事由を構成することとはならない建付けとすべきと考えます。	No.274の回答をご参照ください。
276	2_サービス対価の算定及び支払方法(案)	3	1	第1-1-(1)	この費用は、要は、実施方針に記載されている「画像データ取得業務」の対価であるという理解でよいか。(2)や(3)は「…業務費」となっているが、記載方法が異なっている理由があればご教示いただきたい。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、業務の性質を踏まえた名称としています。
277	2_サービス対価の算定及び支払方法(案)	4	2	第1-2-(1)	防衛省の画像データの所要を満たした上で、その他を民間需要に画像を販売した場合、画像データ取得費のうち、「衛星コンステレーションの整備及びその他必要な一切の業務に係る費用」はどのように扱われるのでしょうか？ 防衛省の画像データと民間画像データの販売量の比率で按分されるのでしょうか？それとも「衛星コンステレーションの整備及びその他必要な一切の業務に係る費用」は全額支払われるのか、教えてください。	【資料-2】「サービス対価の算定及び支払方法(案)」第2 4.のとおり、事業者が事業期間において民間商用事業で回収することを想定している費用分について予め控除した金額をもってサービス対価として提案してください。
278	2_サービス対価の算定及び支払方法(案)	6	3	第2-1	本件はBOOと理解しており、また、事業開始時からサービス提供が予定されており、国はサービスを一体として購入するにもかかわらず、当初費用の支払が少ない理由をご教示いただきたい(特に専用地上局整備費は令和10年度からの支払と理解。)。資金調達費用を軽減するために、令和8年度、令和9年度の支払割合を増額していただくことはできないのか。	【資料-2】「サービス対価の算定及び支払方法(案)」第2 1.のとおり、『原則として提供される業務のサービス水準に応じて支払う』ため、たとえば、画像データ取得費においては、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2部 第1 8.4のとおり、要求数量に応じて対価を支払うこととしています。
279	2_サービス対価の算定及び支払方法(案)	6	8	第2-1	本プログラムでは、画像の取得枚数に合わせてプログラム初期の支払い額が少なく、画像取得枚数が増えるプログラム後期にかけて支払い額が増えていく仕組みのようですが、衛星製造とコンステレーション構築にはリードタイムを要することが多いため、衛星コンステレーション構築にかかる費用をプログラム初期に支払うことで、日本の技術力向上につながるとは考えられないでしょうか。現在のサービス対価の算定及び支払い方法がどのような理由や経緯で作られたか教えてください。	No.278の回答をご参照ください。
280	2_サービス対価の算定及び支払方法(案)	6	8	第2-1	図【参考】支払イメージ(消費税等を除く。)]を参照すると、全般管理業務は令和8年度から令和12年度まで固定金額を想定されているように見受けられます。まず、全般管理業務は固定金額を想定されておりますでしょうか。また、全体の何割程度を想定されておりますでしょうか。さらに、昨今のインフレ状況を鑑みると、全般管理業務の金額が上昇する可能性があるという理解です。このような場合のインフレリスクを官側でご負担いただくことは可能でしょうか。	前段及び中段については、【資料-2】「サービス対価の算定及び支払方法(案)」第2 3.(3)のとおり、『本事業期間を通じて、各年度における年4回の全般管理業務費の支払額が均等となるよう』支払うこととしていますが、年度ごとの金額については、サービス水準に応じて支払う考えであるため、事業者の提案を踏まえて協議していくこととなります。このため、全般管理業務費が全体に占める割合をお答えすることは差し控えます。 後段については、【資料-3】「リスク分担表」37のとおり、事業者負担としていますが、物価上昇リスクについて詳細は入札公告においてお示しします。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
281	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	6	8	第2-1	図「【参考】支払イメージ(消費税等を除く。)」における「全般管理業務費」につき、令和8年度から令和12年度まで固定金額と推察されるが、予算として固定金額・変動金額のどちらを想定しているかを明確にしていただけないか。	No.280の回答をご参照ください。
282	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	6	8	第2-1	図「【参考】支払イメージ(消費税等を除く。)」における「全般管理業務費」につき、予算全体金額のうち何割程度を想定しているかを明確にしていただけないか。	No.280の回答をご参照ください。
283	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	7	3	第2-2-(1)	データの品質性能とサービス対価の支払いについて(検査) 業務要求水準書の要求を満たす画像データを取得するにあたり、1パスで要求枚数の画像を全て取得し、撮像しながら同時に地上へデータ伝送した場合、他のパスを全て民間需要に画像を販売してもよろしいでしょうか？ 防衛省の画像データ所要を満たした場合で、民間需要に画像を販売した場合、撮像明細書を含む活動報告書を防衛省に提出する場合、民間需要に関する撮像明細書も含める必要がありますでしょうか？ 業務要求水準書に照らし、履行内容が適切と認められる場合、民間需要に関する検査の方法は、どのような検査となるのでしょうか？ 予決例第百一条の五のような(検査の一部省略)などがあるのでしょうか？	前段については、No.11の回答をご参照ください。 中段については、民間商用事業としての画像に関する撮像明細書を含む活動報告書を防衛省に提出する必要はありません。 後段については、民間商用事業としての衛星画像の販売に関する検査は実施する予定はありません。
284	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	7	5	第2-3-(1)	「その他地上局の使用に関する料金」は画像データ取得費として画像データ取得業務の費用に含まれるという認識で良いか。	ご理解のとおりです。
285	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	7	26	第2-3-(1)	画像データ取得費について、「各年度における年4回の画像データ取得費の支払額が均等となるよう、2.(2)の支払スケジュールに基づき、全20回支払う」と記載されている。この点につき、各年度ごとの支払額の配分について、具体的な考え方をご教示いただきたい。	No.278の回答をご参照ください。
286	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	8	3	第2-3-(2)	統合運用システムなど運用等業務費について、その他地上局の使用に関する料金は含まれるという理解で良いか。	専用地上施設運用等業務費は、統合運用システム等及び専用地上局に係る整備費及び運用・維持管理費が対象となります。 その他地上局の使用に関する費用は、No.284の回答をご参照ください。
287	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	8	19	第2-3-(2)	(2)専用地上施設運用等業務費 イ専用地上局運用等業務費 (ア)専用地上局整備費については、事業者が元請にならない場合、(イ)の専用地上局運用維持管理費に振り分けることは可能でしょうか。なお、事業者が地上局を所有し、名目のいかなを問わず(ア)専用地上局整備費(イ)の専用地上局運用維持管理費を支払いいただける理解です。	前段については、事業者が元請であるか否かによらず、専用地上局整備費と専用地上局運用・維持管理費として支払区分を設定していますが、それぞれにどの程度の費用を要するかについては、サービス水準を踏まえ事業者の提案によります。 後段については、本事業衛星の性能及び運用業務の要件に留意したうえで、必要な規模を有する専用地上局の新築又は増改築に要する整備費及びその運用・維持管理費に対して対価を支払うこととしています。 なお、民間商用事業により回収することを見込む専用地上局の費用の一部については、事業契約に基づくサービス対価から当該費用を予め除くものとしています。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
288	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	8	32	第2-4	「事業者が民間商用事業を実施する場合、事業期間において民間商用事業で回収することを想定している費用分については予め当該サービス対価から控除した金額とすることとする。」とあるが、当初民間商用事業で見込んだ収益を実績が上回った場合、または、下回った場合にはどのような対応があるのか。	No.31及びNo.32の回答をご参照ください。
289	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	8	32	第2-4	「事業者が民間商用事業を実施する場合、事業期間において民間商用事業で回収することを想定している費用分については予め当該サービス対価から控除した金額とすることとする。」と規定されているが、「想定」と「実態」が異なった場合の防衛省の考え方を明らかにしていただきたい。また民間商用事業での費用が想定以上になった場合、想定以下になった場合、どのような対応になるかについても併せてご教示いただきたい。	No.31及びNo.32の回答をご参照ください。
290	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	8	33	第2-4	「事業者が民間商用事業を実施する場合、事業期間において民間商用事業で回収することを想定している費用分については予め当該サービス対価から控除した金額とすることとする。」とありますが、民間商用事業における他社との価格競争の可能性を考慮しますと、本費用控除は事業者の収益性を損なう可能性があると考えております。控除割合の設定や、控除対象を変動費のみとするなどを認めていただくことは可能でしょうか。また、「想定している費用分」から、実態が下振れした場合、控除額の引き下げを認めていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。合わせてNo.31及びNo.32の回答をご参照ください。
291	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	8	38	第2-4	今回は「民間商用事業」との規定のため、他国政府等への販売はそもそも届け出の対象外という理解でよろしいでしょうか？	防衛省以外への販売が対象となります。
292	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	9	3	第2-5-(1)	(1)減額等措置の基本的な考え方について。 PFI事業を活用した防衛省の案件である「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」における「サービス対価の算定及び支払方法」に比べて、減額等措置の基本的な考え方が詳細に規定されている理由をご教示ください。	本事業は、防衛省が求めるタイミングで高頻度かつ優先的に画像データ取得するために必要なアベイラビリティ及びパフォーマンスに対して評価することを想定しており、実施方針公表の段階で当該基本的な考え方を示し、民間事業者の事業参入に向けた検討を容易にするため、減額等措置を詳細に規定しています。
293	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	9	3	第2-5-(1)	統合運用システム等整備費や専用地上局整備費はパフォーマンスによる減額措置の対象となるのか。これらが整備されていて運用は開始できている場合においては、パフォーマンスの未達により整備費にかかる対価が支払われないという事態はないと想定してよいのか。別表のパフォーマンスに反映する項目及び基準には、整備費が含まれているようだが、ここは、運用・維持管理費とはならないのか。	【別添資料1】「主な要求水準ごとの詳細な違約金若しくは返納金額又は減額算定に係る具体例」のとおり、統合運用システム等及び専用地上局が基準日までに整備されない場合においてパフォーマンスの評価において統合運用システム等及び専用地上局の整備費も減額等措置の対象となります。
294	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	9	13	第2-5-(1)	「事業者の責めに帰すべき事由でない不可抗力」の具体的な定義はどのように行われるか。	不可抗力の定義について、詳細は入札公告においてお示しします。
295	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	9	13	第2-5-(1)	「事業者の責めに帰すべき事由でない不可抗力」について目安ガイドライン開示を希望。	No.294の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
296	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	9	13	第2-5-(1)	「事業者の責めに帰すべき事由でない不可抗力により要求水準が未達であった場合における基本的な減額等措置は以下のとおりを予定している。」とありますが、「不可抗力」とはリスク分担表番号13・14に記載のある「宇宙空間の自然現象又は障害物、大規模な自然災害(大地震、大噴火等)」に起因して生じる増加費用及び損害」および「本事業に直接的に影響を及ぼす戦争、テロ等により生じる増加費用及び損害」を指しているという理解で正しいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、詳細は入札公告においてお示しします。
297	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	9	13	第2-5-(1)	「事業者の責めに帰すべき事由でない不可抗力により要求水準が未達であった場合における基本的な減額等措置は以下のとおりを予定している。」とあるが「不可抗力」に該当する事象を明らかにしていただきたい。「宇宙空間の自然現象又は障害物、大規模な自然災害(大地震、大噴火等)」に起因して生じる増加費用及び損害」および「本事業に直接的に影響を及ぼす戦争、テロ等により生じる増加費用及び損害」を意味することで認識相違ないか確認いただけないか。	No.294及びNo.296の回答をご参照ください。
298	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	9	19	第2-5-(1)	「不可抗力の原因となる事象に応じて(中略)要求水準の再設定を行い」とありますが、どのようなことを想定されているのか。不可抗力が生じた場合に要求水準書を変更するという理解で良いか。	ご理解のとおりですが、たとえば、不可抗力により再訪頻度に関する要求水準が達成しがたい場合等において要求水準を再設定することを想定しています。
299	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	10	12	第2-5-(3)	積立金(リザーブ)の額及び積立方法は、国から指定されるのか。指定される場合、その内容をご教示いただきたい。	必要な事項については、入札公告においてお示しします。
300	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	10	31	第4	「原則として改定は行わない。」とあるが、リスクとして考慮した範囲を逸脱した事象(過度のインフレーション等)が発生した場合に、契約内容の見直し・調整を実施することは可能か。	No.280の回答をご参照ください。
301	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	10	31	第4	「原則として改定は行わない。ただし、本事業衛星によるコンステレーションの運用開始時期が延期となった場合や技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合は、防衛省が事業者と協議の上、費用の見直しを行うことができるものとする。上記のほか、要求水準の変更その他必要な場合は、防衛省が事業者と協議の上、サービス対価の改定を行うことができるものとする。」とありますが、インフレや様々な要因による調達コスト増加などが原因で、費用が増加する場合もあると考えます。費用が明らかに増加する場合にも、サービス対価の改定を協議の上で認めていただけますでしょうか。	No.280の回答をご参照ください。
302	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	10	31	第4	原則として改定は行わないとあるが、物価変動による改定は一切想定されていないという理解でよろしいか。その場合、その理由をご教示いただきたい。	No.280の回答をご参照ください。
303	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	10	32	第4	事業者の帰責事由によらない理由で、事業の開始が延期となった場合には、当初得ることができたサービス対価の支払額が、自己の帰責によらず得られなくなることから、サービス対価の改定として、当初支払予定だったサービス対価の一部支払いを受けることは出来ますでしょうか。	国の帰責事由によって事業の開始が遅延した場合はご理解のとおりですが、不可抗力によって事業の開始が遅延した場合は防衛省と事業者による応分負担を想定しています。詳細は入札公告においてお示しします。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
304	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	10	34	第4	「要求水準の変更その他必要な場合は、防衛省が事業者と協議の上、サービス対価の改定を行うことができるものとする」とあるが、この点について、会計法・予算決算及び会計令等における機会の均等、公正性の保持及び予算の効率的使用の観点から、要求水準の変更等、官側に帰責のある要因を除き、又は急激なインフレ、金利上昇、宇宙保険料率の急上昇等の真にやむを得ない事情を除き、爾後のサービス対価の改訂は行うべきではないと認められる。「その他必要な場合」とは具体的にどのような事例を指すのか、包括的に特定してご教示いただきたい。	その他必要な場合とは、事業者との協議のうえ防衛省が必要と認めた場合を想定していますが、一例として、【資料-3】「リスク分担表」に基づき防衛省が負担することとしている内容に起因して生じた増加費用に関しサービス対価の改定を行うことがあり得るものと考えています。
305	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	再訪頻度に係る違約金に関して、「…画像データ取得費の0.1%」は、事業期間中に支払いを受ける画像データ取得費の総額ではなく、当該年度の画像データ取得費の0.1%でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
306	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	再訪頻度に係る違約金に関して、「平均が1分超過するごとに…」とありますが、範囲1および範囲2において、平均値が2つ出てくることになります。これら2つの平均値それぞれに対して、超過分を判別し、違約金を別々に計算することになりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
307	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	本事業衛星の運用水準に関する要求水準(評価項目:令和9年度及び令和10年度)に関して、違約金が発生する基準日は、令和10年3月31日という理解でよいでしょうか。令和10年3月31日時点で、本事業衛星の機数が【ふ】を下回った場合、その下回った機数、基準日からの日数、及び令和10年度画像データ取得費の0.1%の乗数が違約金額となるという計算でよいでしょうか。	令和10年3月31日においては、当該日において本事業衛星の機数が要求水準を下回った場合に、下回った基数に基づき、令和9年度の画像データ取得費に0.1%を乗じた違約金を課し、令和10年4月1日から令和11年3月31日までの期間において、本事業衛星の機数が要求水準を下回った場合に、下回った日数と下回った基数に基づき、令和10年度の画像データ取得費に0.1%を乗じた違約金を課します。
308	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	本事業生成の撮像優先権に関する要求水準(評価項目:撮像優先度(本事業衛星))に関して、「100%の撮像実績を有すること」とありますが、【撮像実績】の定義をご教示ください。	撮像実績は、防衛省の撮像指示に対して実際に撮像を実施した結果を指します。
309	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	本事業生成の撮像優先権に関する要求水準(評価項目:撮像優先度(本事業衛星))に関して、違約金について「年間の累計で撮像実績が1%下回る…」とありますが、年間累計撮像実績の計算方法をご教示ください。	年間を通して、防衛省の撮像指示に対して撮像できなかったもののうち、優先度に起因して撮像できなかったものの割合が0%であるとき、年間の累積撮像実績は100%となります。
310	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	パフォーマンスに基づくサービス対価の返納計算において、「(画像生成レベルが業務要求水準を)満たしていない場合は、納入数量に含めない」とあります。当該事象は、サービス対価の返納計算において、要求数量の達成率にのみ影響するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	パフォーマンスに基づくサービス対価の返納計算において、「(業務要求水準書(案)資料-1で求める画像取得時間(J)以内を)満たしていない場合は、納入数量に含めない」とあります。当該事象は、サービス対価の返納計算において、要求数量の達成率にのみ影響するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
312	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	評価項目:要求数量の評価内容に関して、「またその他衛星は、撮像達成率m%以上」とありますが、その他衛星の撮像達成率m%の算出イメージをご教示ください。	撮像達成率は、国の撮像指示に対して本事業衛星以外の衛星で撮像できた割合によって算出します。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
313	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	期間: 令和10年3月31日～令和13年3月31日において「本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)」の評価項目が定められているが、令和10年3月31日～令和11年3月31日(令和10年度末)での衛星基数をもとに評価が行われるということか。	No.307の回答をご参照ください。
314	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	画像データ取得費は、①本事業衛星の画像生成レベルに関する要求水準(画像生成レベル) ②撮像要求から画像データの提供までの要領等に関する要求水準(画像取得時間)に関するパフォーマンスを満たしている場合、他の要求水準を満たしていても、画像データ取得費が全く支払われないということはないと思われませんが如何でしょうか？ 違約金※1の項目から推定したものです。	他の要求水準を満たしていない場合は当該内容に応じて減額等措置を講じることになりますので、理論的にはご理解のとおりです。
315	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	本表は「例」であり、具体的な減額項目については契約までに調整されるという理解で良いか。	【別添資料1】「主要要求水準ごとの詳細な違約金若しくは返納金額又は減額算定に係る具体例」は一例を提示しましたが、入札公告においてお示しします。
316	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	業務要求水準書(案)第二部 8.3に記載において、その他衛星の利用が認められている一方で、本表の上から6行目、本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準には、「国の撮像指示に対して、100%の撮像実績を有すること(国の撮像指示に対して撮像ができなかったもののうち、優先度起因するものの割合により評価)」とあるが、本項目については、“その他衛星を利用する場合であっても、国産衛星が当該条件に該当する撮像実績であった場合には発生する違約金である”という理解で良いか。	ご理解のとおりです。令和10年3月31日から令和13年3月31日までににおいて、本事業衛星と本事業衛星以外の衛星それぞれに対して必要な撮像実績を求め、撮像実績が満たない場合はそれぞれに対して違約金を課す想定です。
317	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	本事業衛星の再訪頻度に関する要求水準について、評価内容に記載の「シミュレーション結果の平均」とあるが、当該シミュレーションについては前提の定義を含め、貴省ではなく事業者側にて実施されるという理解で良いか。	基本的にはご理解のとおりですが、シミュレーションの内容については事業者と協議のうえ決定していくことを考えています。
318	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	○アベイラビリティ 期間: 令和10年3月31日～令和13年3月31日 区分: 「統合運用システム等運用等整備費」、「専用地上局運用等整備費」 評価項目: 「統合運用システムの稼働率(計画停止を除く)」、「専用地上局の稼働率(計画停止を除く)」 上記について、稼働が開始出来ないこと(指定時期までに運用が開始できないこと、機能・性能を発揮できないこと)に対するペナルティは、別途、評価項目「統合運用システムの運用開始時期」、「専用地上局の運用開始時期」にて科されている認識です。稼働率は、整備が完了して機能性能を満たしたことが確認され、運用を開始した後の実績(パフォーマンス)として評価されることが適切と考えますので、当該ペナルティは発生しないようにしていただけないでしょうか。	統合運用システム等については、画像データの取得を行う上で重要な機能となります。このため、稼働率が維持されない場合、本事業に多大な影響を及ぼすことから、稼働率についてもアベイラビリティとして評価することとしています。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
319	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	○パフォーマンスに反映する項目及び基準 期間: 令和10年3月31日～令和13年3月31日 区分: 「画像データ取得費」 評価項目: 「要求数量」 別添資料1(PDFのP15)のとおり、統合運用システムが止まってしまった場合、評価項目「統合運用システムの稼働率」において、統合運用システムの非稼働時間に応じたペナルティが科されることになっています。 仮に、撮像指示を受けた後に統合運用システムが停止して画像が納入ができない場合、統合運用システムの非稼働によるペナルティが2重とならないよう、当該撮像指示分は要求数量にカウントしないようにしていただけますでしょうか。要求数量としてカウントしないことにより、官側としては要求数量を浪費することなく、新たに撮像指示を行うことが可能と考えます。	統合運用システムの冗長化等により、非稼働とならないよう措置を講じていただきたい。その上で、防衛省からの撮像指示は、撮像計画等を踏まえて実施されるものとなります。
320	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	○パフォーマンス 期間: 令和8年4月1日～令和8年9月30日 区分: 「統合運用システム等運用等業務費」 評価項目: 「専用の端末の運用開始時期」 上記について、アベイラビリティ評価として、運用開始時期が遅れた場合に整備費に対するペナルティが科されているため、整備費に対するペナルティが重複しないよう、パフォーマンス評価の対価減の対象は運用・維持管理費のみとしていただけないでしょうか。	統合運用システム等が基準日までに整備されなかった場合、運用開始時期が遅延したことによる違約金のみならず、本事業全体としてのパフォーマンスの低下につながるため、減額等措置の対象とする考えです。
321	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	○パフォーマンス 期間: 令和8年10月1日～令和10年3月30日 区分: 「統合運用システム等運用等業務費」 評価項目: 「簡易システムの運用開始時期」 上記について、アベイラビリティ評価として、運用開始時期が遅れた場合に整備費に対するペナルティが科されているため、整備費に対するペナルティが重複しないよう、パフォーマンス評価の対価減の対象は運用・維持管理費のみとしていただけないでしょうか。	No.320の回答をご参照ください。
322	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	○パフォーマンス 期間: 令和10年3月31日～令和13年3月31日 区分: 「統合運用システム等運用等業務費」、「専用地上局運用等業務費」 評価項目: 「統合運用システムの運用開始時期」、「専用地上局の運用開始時期」 上記について、アベイラビリティ評価として、運用開始時期が遅れた場合に整備費に対するペナルティが科されているため、整備費に対するペナルティが重複しないよう、パフォーマンス評価の対価減の対象は運用・維持管理費のみとしていただけないでしょうか。	No.320の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
323	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	○パフォーマンス 期間: 令和10年3月31日～令和13年3月31日 区分: 「統合運用システム等運用等業務費」、「専用地上局運用等業務費」 評価項目: 「統合運用システムの運用開始時期」、「専用地上局の運用開始時期」 統合運用システムの運用がR10.3.31に開始できた場合は、以降、統合運用システムの運用を開始できなかったことに対する対価減は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。
324	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	○パフォーマンス 期間: 令和10年3月31日～令和13年3月31日 区分: 「統合運用システム等運用等業務費」、「専用地上局運用等業務費」 評価項目: 「統合運用システムの稼働率(計画停止を除く)」、「専用地上局の稼働率(計画停止を除く)」 上記について、稼働率に応じて整備費に対するペナルティが科されていますが、稼働率は、整備が完了して機能性能を満たしたことが確認され、運用を開始した後の実績(パフォーマンス)として評価されることが適切と考えますので、整備費をペナルティの対象から除外し、運用・維持管理費のみをペナルティの対象としていただけないでしょうか。	本事業は、サービスの提供に対して対価を払うものであるため、専用地上施設の整備が完了し、所要の機能・性能を満たすことを確認した後であっても、要求水準を満たさない稼働率となった場合、防衛省がサービスの提供を受けられなくなるため、当該期間に相当する費用を整備費及び運用・維持管理費から算定し、減額等措置を講じることとなります。
325	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	-	別添資料1	○パフォーマンス 期間: 令和10年3月31日～令和13年3月31日 区分: 「統合運用システム等運用等業務費」、「専用地上局運用等業務費」 評価項目: 「統合運用システムの稼働率(計画停止を除く)」、「専用地上局の稼働率(計画停止を除く)」 統合運用システムや専用地上局の運用がR10.3.31に開始できず、10日間遅延した場合、運用開始時期に対するペナルティとして10日分の対価が減となるが、稼働率に対するペナルティにおいて、当該10日分の非稼働時間は、年間の非稼働時間【a】や【e】にカウントされないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。稼働率は運用開始以降で評価することを想定しています。
326	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	再訪頻度未達時の違約金に関して、要求水準で定められた目標値から1分乖離する毎に違約金が発生すると理解いたしました。 再訪頻度未達となる場合、その要因は様々あれど、理論的にはその未達度は非常に大きな値となる(例えば、数時間単位)可能性があり、斯かる状況においては再訪頻度未達による違約金額が非常に大きな金額となることが予想されますが、本項目に起因する違約金に上限を設定されるご想定はありますでしょうか。	再訪頻度に関する要求水準未達による違約金に上限を設定することは想定していません。
327	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	再訪頻度未達時の違約金に関して、要求水準で定められた目標値から1分乖離する毎に違約金が発生すると理解いたしました。 再訪頻度未達となる場合、その要因は様々あれど、理論的にはその未達度は非常に大きな値となる(例えば、数時間単位)可能性があり、斯かる状況においては再訪頻度未達による違約金額が非常に大きな金額となることが予想されますが、本項目に起因する違約金に上限を設定されるご想定はありますでしょうか。	No.326の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
328	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)に関して、1日1機下回ることにより画像データ取得費の0.1%が違約金として課されるということは、例えば10機未達が100日間続いた場合は、 $10機 \times 100日 \times 0.1\% = 100\%$ $\times$ 画像データ取得費相当の違約金が発生するとの理解で合っておりますでしょうか。斯かる理解が正しい場合、違約金相当額が過大となる理論的可能性がありますが、違約金に上限を設ける設想はありますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、本事業衛星の機数に関する要求水準未達による違約金に上限を設定することは想定していません。
329	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	本事業衛星の機数(令和9年度及び令和10年度)に関して、1日1機下回ることにより画像データ取得費の0.1%が違約金として課されるということは、例えば10機未達が100日間続いた場合は、 $10機 \times 100日 \times 0.1\% = 100\%$ $\times$ 画像データ取得費相当の違約金が発生するとの理解で合っておりますでしょうか。斯かる理解が正しい場合、違約金相当額が過大となる理論的可能性がありますが、違約金に上限を設けるご想定はありますでしょうか。 また、これに加え、パフォーマンスへの反映として、撮像達成率から $10機 \times 100日 \times 0.01\% = 10\%$ が削減されるとの理解で合っておりますでしょうか。	前段及び中段については、No.328の回答をご参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
330	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	本項目に加え、パフォーマンスへの反映として、撮像達成率から $10機 \times 100日 \times 0.01\% = 10\%$ が削減されるとの理解で合っておりますでしょうか。	No.329の後段の回答をご参照ください。
331	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	「撮像実績を有すること」と記載あるうちの撮像実績の定義は、撮像した結果、パフォーマンス項目として設定されている画像生成レベル・画像取得時間を満たさない場合でも、撮像要求を受け付けた実績があれば撮像実績有と解釈される、との理解で合っておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。 撮像実績の定義については、No.308の回答をご参照ください。
332	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	「撮像実績を有すること」と記載あるうちの撮像実績の定義は、撮像した結果、パフォーマンス項目として設定されている画像生成レベル・画像取得時間を満たさない場合でも、撮像要求を受け付けた実績があれば撮像実績有と解釈される、との理解で合っておりますでしょうか。	No.331の回答をご参照ください。
333	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	「画像取得時間」に関して、画像取得時間の平均に係る業務要求水準は、画像取得時間要求を満たし納入枚数として考慮された画像に対してのみ適用され、評価されるとの理解で正しいでしょうか。言い換えると、画像取得時間要求を満たさず納入枚数として考慮されていない画像に関しては、画像取得時間の平均に係る業務要求水準計算の対象外でしょうか。	ご理解のとおりです。
334	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	「画像取得時間」に関して、画像取得時間の平均に係る業務要求水準は、画像取得時間要求を満たし納入枚数として考慮された画像に対してのみ適用され、評価されるとの理解で正しいでしょうか。言い換えると、画像取得時間要求を満たさず納入枚数として考慮されていない画像に関しては、画像取得時間の平均に係る業務要求水準計算の対象外でしょうか。	No.333の回答をご参照ください。
335	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	「撮像達成率については、SAR画像データ、光学画像データそれぞれ評価することにする」と記載ありますが、この意味するところは、パフォーマンス未達に伴う衛星画像対価調整は、SAR画像と光学画像それぞれの画像生成レベル・画像取得時間・その他地上局に基づくパフォーマンス未達に準じて、SAR画像に係る画像データ取得費と光学画像に係る画像データ取得費を区別して調整するという意味でしょうか。	パフォーマンスの本事業衛星の運用に関する要求水準における撮像達成率をSAR衛星と光学衛星とそれぞれで評価することを意味します。ただし、サービス対価の減額等措置が生じた場合は、画像データ取得費の支払区分に対して実施することとする考えです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
336	2. サービス対価の算定 及び支払方法(案)	15	-	別紙1	「撮像達成率については、SAR画像データ、光学画像データそれぞれ評価することにする」と記載ありますが、この意味するところは、パフォーマンス未達に伴う衛星画像対価調整は、SAR画像と光学画像それぞれの画像生成レベル・画像取得時間・その他地上局に基づくパフォーマンス未達に準じて、SAR画像に係る画像データ取得費と光学画像に係る画像データ取得費を区別して調整するという意味でしょうか。	No.335の回答をご参照ください。
337	2. サービス対価の算定 及び支払方法(案)	15	-	別紙1	「サービス対価の返納」において、「特定軌道(太陽同期軌道等)に投入した衛星の場合」との記載がありますが、例えば太陽同期軌道に投入した衛星のパフォーマンス未達が発生した場合でも、本事業で構築するコンステレーション全体の撮像達成率を減少させる措置が行われるのか、若しくは、当該軌道に投入した衛星の撮像達成率のみを減少させる措置が行われるのか、どちらの解釈が正しいでしょうか。	撮像達成率はSAR衛星、光学衛星それぞれで評価しますが、特定の軌道別で評価することは考えていません。
338	2. サービス対価の算定 及び支払方法(案)	15	-	別紙1	「サービス対価の返納」において、「特定軌道(太陽同期軌道等)に投入した衛星の場合」との記載がありますが、例えば太陽同期軌道に投入した衛星のパフォーマンス未達が発生した場合でも、本事業で構築するコンステレーション全体の撮像達成率を減少させる措置が行われるのか、若しくは、当該軌道に投入した衛星の撮像達成率のみを減少させる措置が行われるのか、どちらの解釈が正しいでしょうか。	No.337の回答をご参照ください。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答																																
339	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	アベイラビリティの評価:「撮像優先度」の記載について、(本事業衛星)(その他衛星)の記載は不要でしょうか。	撮像優先度は本事業衛星と本事業衛星以外の衛星それぞれで評価しますので、記載は必要です。																																
340	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	アベイラビリティの評価:「撮像優先度」の記載について、(本事業衛星)(その他衛星)の記載は不要でしょうか。	No.339の回答をご参照ください。																																
341	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	表の項目「アベイラビリティ未達によるペナルティ」は「違約金」の誤植ではないでしょうか。 (別添資料1と別紙1で表タイトルが不整合)	ご指摘のとおりであり、入札公告において反映します。																																
342	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	表の項目「アベイラビリティ未達によるペナルティ」は「違約金」の誤植ではないでしょうか。 (別添資料1と別紙1で表タイトルが不整合)	No.341の回答をご参照ください。																																
343	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	表の区分「専用地上局整備費」につき、「統合運用システムの運用開始時期、機能・性能」ではなく、専用地上局に関連した内容が記載されるべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりであり、入札公告において反映します。																																
344	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	表の区分「専用地上局整備費」につき、「統合運用システムの運用開始時期、機能・性能」ではなく、専用地上局に関連した内容が記載されるべきではないでしょうか。	No.343の回答をご参照ください。																																
345	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	「本事業衛星の機数が本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないこと」に対するパフォーマンスへの反映事項の算定について「80%を基準とした年間の平均が5%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%」とあるが、たとえば「本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数」をNとおくとき、「80%を基準とした年間の平均が5%下回る」状態とは、年間の平均＝0.75Nに等しいと解して良いか。	ご理解のとおりです。たとえば、年間の平均が0.8Nより小さく0.75N以上である場合は撮像達成率から0.1%減し、0.75Nより小さく0.7N以上である場合は撮像達成率から0.2%減する想定です。																																
346	2. サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	仮に、総機数が10機の場合、8機での衛星コンステレーションを構築すれば、パフォーマンスを満たしたことになるのでしょうか？ <table><tr><th rowspan="2">総機数</th><th rowspan="2">80%</th><th colspan="4">総機数の(%)</th><th rowspan="2">打上げ機数</th></tr><tr><th>5%</th><th>10.0%</th><th>45.0%</th><th>50.0%</th></tr><tr><td>10</td><td>8</td><td>0.5</td><td>1</td><td>4.5</td><td>5</td><td>3</td></tr><tr><td>20</td><td>16</td><td>1</td><td>2</td><td>9</td><td>10</td><td>6</td></tr><tr><td>30</td><td>24</td><td>1.5</td><td>3</td><td>13.5</td><td>15</td><td>9</td></tr></table>	総機数	80%	総機数の(%)				打上げ機数	5%	10.0%	45.0%	50.0%	10	8	0.5	1	4.5	5	3	20	16	1	2	9	10	6	30	24	1.5	3	13.5	15	9	本事業衛星の機数が、本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないようにすることとする要求水準は満たしていることとなります。
総機数	80%	総機数の(%)						打上げ機数																														
		5%	10.0%	45.0%	50.0%																																	
10	8	0.5	1	4.5	5	3																																
20	16	1	2	9	10	6																																
30	24	1.5	3	13.5	15	9																																

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答																																
347	2_サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	仮に、総機数が仮に、総機数が30機の場合、24機の衛星を打ち上げればアベイラビリティは達成されるのでしょうか？ <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">総機数</th><th rowspan="2">80%</th><th colspan="4">総機数の(%)</th><th rowspan="2">打上げ機数</th></tr> <tr> <th>5%</th><th>10.0%</th><th>45.0%</th><th>50.0%</th></tr> <tr> <td>10</td><td>8</td><td>0.5</td><td>1</td><td>4.5</td><td>5</td><td>3</td></tr> <tr> <td>20</td><td>16</td><td>1</td><td>2</td><td>9</td><td>10</td><td>6</td></tr> <tr> <td>30</td><td>24</td><td>1.5</td><td>3</td><td>13.5</td><td>15</td><td>9</td></tr> </table>	総機数	80%	総機数の(%)				打上げ機数	5%	10.0%	45.0%	50.0%	10	8	0.5	1	4.5	5	3	20	16	1	2	9	10	6	30	24	1.5	3	13.5	15	9	本事業衛星の機数が、本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないようにすることとする要求水準は満たしていることとなりますが、これだけをもって、アベイラビリティが達成されるものではありません。
総機数	80%	総機数の(%)						打上げ機数																														
		5%	10.0%	45.0%	50.0%																																	
10	8	0.5	1	4.5	5	3																																
20	16	1	2	9	10	6																																
30	24	1.5	3	13.5	15	9																																
348	2_サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	-	別紙1	また、総機数が30機の場合で、仮に総機数の50%の衛星が打ち上げられなくて、打上げ早期数が9機となっても撮像達成率から、0.1%減(-)/5%×10=1%ということになる。パフォーマンスの反映事項としては50%下回ったから撮像達成率から1%減(-)されるだけと考えてよいのでしょうか？ <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">総機数</th><th rowspan="2">80%</th><th colspan="4">総機数の(%)</th><th rowspan="2">打上げ機数</th></tr> <tr> <th>5%</th><th>10.0%</th><th>45.0%</th><th>50.0%</th></tr> <tr> <td>10</td><td>8</td><td>0.5</td><td>1</td><td>4.5</td><td>5</td><td>3</td></tr> <tr> <td>20</td><td>16</td><td>1</td><td>2</td><td>9</td><td>10</td><td>6</td></tr> <tr> <td>30</td><td>24</td><td>1.5</td><td>3</td><td>13.5</td><td>15</td><td>9</td></tr> </table>	総機数	80%	総機数の(%)				打上げ機数	5%	10.0%	45.0%	50.0%	10	8	0.5	1	4.5	5	3	20	16	1	2	9	10	6	30	24	1.5	3	13.5	15	9	撮像達成率から1%減となることについて、ご理解のとおりです。
総機数	80%	総機数の(%)						打上げ機数																														
		5%	10.0%	45.0%	50.0%																																	
10	8	0.5	1	4.5	5	3																																
20	16	1	2	9	10	6																																
30	24	1.5	3	13.5	15	9																																
349	3_リスク分担表	1	13	不可抗力リスク	「大規模な」とありますが、どの程度の自然天災を大規模だと考えているのか。	入札公告においてお示します。																																
350	3_リスク分担表	1	13	不可抗力リスク	リスク分担表の番号13に該当しない地上の自然現象を原因として、パフォーマンス評価による減額等措置に適合した場合、防衛省と事業者による応分の負担になると理解して良いか。	リスク分担表No.13に該当する場合におけるパフォーマンスの評価による減額等措置を、防衛省と事業者による応分の負担とします。																																
351	3_リスク分担表	1	13, 14	不可抗力リスク	リスク分担表項番14の「本事業に直接的に影響を及ぼす戦争、テロ等」には、サイバー攻撃のように、戦争やテロとは異なりますが、事業に損害をもたらし得る事柄は含まれるという理解で正しいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、入札公告においてお示します。																																
352	3_リスク分担表	1	14	不可抗力リスク	「戦争等による損害は防衛省が負担」となっているが、国に指示された業務(自衛隊法103条などを念頭)でなくとも、物的・人的損害が発生した場合は相応の補償があると考えてよいでしょうか	リスク分担表No.14に該当する場合は、本事業に関して事業者が発生した合理的な増加費用及び損害を国が負担することを想定しています。詳細は入札公告においてお示します。																																
353	3_リスク分担表	1	15	第三者への損害リスク	「防衛省の提示条件又は指示を直接の原因として第三者に及ぼした損害」とは具体的にはどのような状況を想定したものでしょうか？	事業者に対する防衛省の提示条件又は指示が直接の原因となる、本事業に関して防衛省の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を指します。																																

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
354	3_リスク分担表	1	20	許認可リスク	外国政府などによる許認可の取得が必要となる場合において、事業者 に瑕疵がない前提として、相応の期間がかかっても取得できない又は外 国法令など合理的な理由を基にして本事業の役務履行に支障が生じた 場合の損害(アベイラビリティ又はパフォーマンス)についてもNo.21が適 用されるのでしょうか。あるいはNo.11の法令変更リスクなどが適用され るのでしょうか。	リスク分担表No.11は事業契約締結時点以降の法令変更を想 定したものであり、ご質問のような事由が発生した場合は、リ スク分担表におけるNo.21が適用されます。
355	3_リスク分担表	1	22	事業の中断、中止リスク	「防衛省の指示又は政策変更による中断又は中止により生じる増加費 用及び損害」とあるが、損害には画像データ取得業務を行うために新た に調達する衛星の製造費用等は含まれるのでしょうか。損害の判定範 囲の目安などがあればご教示ください。	増加費用及び損害については合理的な範囲で国が負担しま すが、当該範囲については事業者と協議の上、国が決定しま す。
356	3_リスク分担表	2	32	打上げ延期・失敗リスク	きらめきプロジェクト(Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業)で は不可抗力の場合「国は打上げまでに要した事業費を合理的な範囲で 負担」とされたのとは異なり、リスク分類「打上げ延期・失敗リスク(番号 32)」は事業者負担とされていますが、打上事業者の故意過失に起因し 事業者に帰責事由がない場合、リスク分類「不可抗力リスク(番号13又 は14)」の適用の可能性ありますでしょうか。	ご質問のような事由が発生した場合は、リスク分担表における No.32が適用されます。
357	3_リスク分担表	2	32	打上げ延期・失敗リスク	事業者の帰責事由によらない打上げの延期及び失敗に起因する増加 費用及び損害は貴省の負担に変更していただけないでしょうか。 Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業においても、事業者の債 務不履行(故意・過失を含む)以外の事由により生じた打上げの失敗に より生じる増加費用及び損害は国側の負担とされているところ、打上げ の遅延及び失敗が事業者においてコントロールできるものではなく、提 案時に価格に織り込むことが困難であることや、事業者が債務超過に 陥り本事業の継続性を著しく損なう可能性があることを踏まえれば、そ のような従前の取扱いを維持することが適当であると考えます。 また、上記の増加費用の取扱いと格別、事業者の帰責事由に拠らない 打上げの延期及び失敗に起因する、アベイラビリティの評価及びパ フォーマンス評価による減額等措置はおこなわれないことが適当である と考えます。	Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業とは事業形態 等に違いがあり、従前の取扱いとして打上げの延期・失敗リス クを国側の負担とすることが適当とは考えていません。また、 主な要求水準ごとの詳細な違約金若しくは返納金額又は減額 算定に係る具体例は、事業者の責めに帰すべき事由によるも のであり、原文のとおりとします。
358	3_リスク分担表	2	32	打上げ延期・失敗リスク	事業者の帰責事由によらない打上げの延期及び失敗に起因する増加 費用及び損害は貴省の負担に変更していただけないでしょうか。 Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業においても、事業者の債 務不履行(故意・過失を含む)以外の事由により生じた打上げの失敗に より生じる増加費用及び損害は国側の負担とされているところ、打上げ の遅延及び失敗が事業者においてコントロールできるものではなく、提 案時に価格に織り込むことが困難であることや、事業者が債務超過に 陥り本事業の継続性を著しく損なう可能性があることを踏まえれば、そ のような従前の取扱いを維持することが適当であると考えます。	No.357の回答をご参照ください。
359	3_リスク分担表	2	32	打上げ延期・失敗リスク	事業者の帰責事由に拠らない打上げの延期及び失敗に起因する、アベ イラビリティの評価及びパフォーマンス評価による減額等措置はおこな われないという理解で正しいでしょうか。	ご質問にあるような事象についても原則としてアベイラビリティ 及びパフォーマンス評価による減額等措置を行います。不 可抗力に該当する場合には減額等措置を一定程度調整しま す。不可抗力の場合の減額等措置の取扱い及び不可抗力の 定義については、入札公告においてお示しします。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
360	3_リスク分担表	2	34	運用スケジュール遅延リスク	きらめきプロジェクトでは不可抗力の場合「国に生じる損害は国が負担」とされましたところ、リスク分類「運用スケジュール遅延リスク(番号34)」は事業者負担とされていますが、第三者の故意過失に起因し事業者に帰責事由がない場合、リスク分類「不可抗力リスク(番号13又は14)」の適用の可能性ありますでしょうか。	ご質問にあるような事象が不可抗力に該当する可能性はあります。不可抗力の定義については、入札公告においてお示しします。
361	3_リスク分担表	2	34	運用スケジュール遅延リスク	貴省の帰責事由以外の事由により生じた増加費用及び損害をすべて事業者の負担とすることは公平を欠きますので、貴省及び事業者いずれの帰責事由にもあたらない事由による増加費用及び損害については、不可抗力リスク同様の取扱いとし、アベイラビリティの評価及びパフォーマンス評価による減額等措置はおこなわないこととしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
362	3_リスク分担表	2	34	運用スケジュール遅延リスク	貴省の帰責事由以外の事由により生じた増加費用及び損害をすべて事業者の負担とすることは公平を欠きますので、貴省及び事業者いずれの帰責事由にもあたらない事由による増加費用及び損害については、不可抗力リスク同様の取扱いとし、アベイラビリティの評価及びパフォーマンス評価による減額等措置はおこなわないこととしていただけないでしょうか。	No.361の回答をご参照ください。
363	3_リスク分担表	2	36	衛星運用障害リスク	きらめきプロジェクトでは不可抗力の場合「国に生じる損害は国が負担」とされましたところ、リスク分類「衛星運用障害リスク(番号36)」は事業者負担とされていますが、リスク分類「不可抗力リスク(番号13及び14)」のリスクの内容に起因し事業者に帰責事由がない場合、「不可抗力リスク(番号13又は14)」の適用の可能性ありますでしょうか。	ご質問にあるような事象が不可抗力に該当する可能性はあります。不可抗力の定義については、入札公告においてお示しします。
364	3_リスク分担表	2	37	物価上昇リスク	「賃金水準又は物価水準の上昇(為替変動を含む)による増加費用」について、リスクとして考慮した範囲を逸脱した事象(過度のインフレーション等)が発生した場合には防衛省側と協議調整が行う余地を残すことはできないのか。	No. 280の回答をご参照ください。
365	3_リスク分担表	2	37	物価上昇リスク	物価上昇リスクについては、防衛省にて負担をいただくよう検討いただきたい。他の事業においては、運用・維持管理中の物価変動リスクについては国側負担としているものもあり、本件で事業者側負担とする理由があるのであればご教示いただきたい。	No. 280の回答をご参照ください。
366	3_リスク分担表	2	38	次期事業に向けた引継ぎ業務リスク	専用地上施設の所有権は事業者等にあり、実施方針第1の1.(11)において、事業期間の終了後は事業者等による専用地上施設の運用等の継続は認められています。なお、BOOの事業であるため、終了時の性能確保や引継は求められないものとの理解ですがよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりですが、後段については本事業を終了するときに引継ぎ業務等が発生する場合を想定しており、その場合は終了時の性能確保や引継ぎ業務等を求めます。詳細は入札公告においてお示しします。